



2017 SUGO チャンピオンカップレースシリーズ 一般競技規則書 参加車両規定

株式会社 菅生 (株)菅生)

菅生スポーツクラブ (SSC)

目 次

一般競技規則書

第1章 総 則	2
第2章 エントラント、ドライバー及びピットクルー	5
第3章 参加申し込み	7
第4章 参加者の遵守事項	9
第5章 車 両	10
第6章 安全規定	11
第7章 公式予選	13
第8章 レース	14
第9章 ピット規定	21
第10章 賞 典	23
第11章 抗 議	24
第12章 オーガナイザーの権限	25
第13章 本規則の適用	25
付 則 決勝レース中のセーフティカー運用規定	27

参加車両規定

第1章 東日本F 4 レースの車両規定	28
第2章 菅生スーパーFJ (S-F J) レースの車両規定	28
第3章 もてぎ・菅生ツーリングカーレース (F i t) の車両規定	28
第4章 JMRC東北ロードスターカップの参加車両および車両規定	30
第5章 PCJ-CUPクラスの参加車両および車両規定	36
第6章 ワンメイク車両規定	36
第7章 競技車両	36
第8章 本規則の適用	39

2004年1月1日 制定
2004年5月25日 改定
2005年1月1日 改定
2007年1月1日 改訂
2008年1月1日 改訂
2010年1月1日 改訂
2013年1月1日 改訂
2014年1月1日 改訂
2015年1月1日 改訂
2016年1月1日 改訂
2017年1月1日 改訂

2017 SUGO チャンピオンカップレースシリーズ

一般競技規則書

本大会は、一般社団法人日本自動車連盟（JAF）の公認のもと、FIA 国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠した日本自動車連盟（JAF）の国内競技規則およびその付則、並びに、それらに合致もしくは準拠した本特別規則書に従い、準国内競技として開催される。全ての参加者は、これらの諸規則に精通し、これを遵守すると共に、オーガナイザー及び競技役員の指示に従う義務を負うものとする。尚、競技会が全日本選手権、地方選手権競技として開催される場合、有効な JAF「日本レース選手権規定」が優先され、それ以外についても各協会発行の規則書、ハンドブックに規定された条文については、それらが優先される。

第1章 総 則

第1条 競技会の名称

2017 SUGO チャンピオンカップレースシリーズ

第2条 競技種目

四輪自動車によるレース

第3条 開催日及び開催場所、参加申込、開催種目

1. 開催日、参加申込期間

SUGO チャンピオンカップレースシリーズ

日程	大会名	申込期間
4月29日(土) 4月30日(日)	SUGO チャンピオンカップレース Rd. 1 (スーパ-耐久シリーズ 2017 第2戦 SUGO スーパ-耐久3時間レース併催)	3月19日(日)~3月30日(木)
5月5日(日)	SUGO チャンピオンカップレース Rd. 2	4月8日(土)~4月19日(水)
7月9日(日)	SUGO チャンピオンカップレース Rd. 3	6月12日(月)~6月23日(金)
9月23日(土) 9月24日(日)	SUGO チャンピオンカップレース Rd. 4 (JAF 全日本スーパ-フォーミュラ選手権 第6戦併催)	8月13日(日)~8月24日(木)
9月30日(土) 10月1日(日)	SUGO チャンピオンカップレース Rd. 5 (Touring Car Series in Asia 併催)	9月4日(月)~9月15日(金)

特別戦

日程	大会名	申込期間
4月8日(土) 4月9日(日)	マツダファン東北ミーティング 2017 in SUGO	2月28日(火)~3月20日(月)
7月22日(土) 7月23日(日)	2107 SUPER GT Round4 SUGO GT 300KM RACE	6月12日(月)~6月23日(金)

申込み先：本規則 第3章 第16条 記載の通りとする。

※上記受付開始以前の申込みは無効とする。申込みは郵送にて参加申込書を送付し、参加料は銀行振込または、現金書留にて申込期間内に収めるものとする。（締切日消印有効）

2. 開催場所

名称 スポーツランドSUGO インターナショナルレーシングコース
 所在地 宮城県柴田郡村田町菅生6-1
 TEL 0224-83-3111 FAX 0224-83-3697
 長さ 3.704Km
 レースの方向 右回り

3. 開催種目

SUGO チャンピオンカップレースシリーズ

日 程		地方選手権			ロード スター カップ※	Nets Cup Vitz	86/ BRZ	N-ONE	PGJ CUP	LOTUS CUP	ロード スター ハーター レースⅢ
		東日本 F4	菅生 S-FJ	ツリングカー (Fit)							
Rd. 1	4/29(土)		●								
	4/30(日)	●●	●								
Rd. 2	5/5(日)			●	●			●			
Rd. 3	7/9(日)				●				●	●	●
Rd. 4	9/23(土)		●								
	9/24(日)							●			
Rd. 5	9/30(土)		●								
	10/1(日)		●	●	●	●	●				●

特別戦

マツダファン	4/8(土)				●						●
東北MTG	4/9(日)				●						●
SUPER GT	7/23(日)					●					

※ロードスターカップ 開催クラス：NA6CE/NB6C/NA8C/NB8C/NCEC チャレンジ/NCEC オープン

第4条 オーガナイザー

株式会社菅生／菅生スポーツクラブ（SSC）

第5条 ブルテン

大会特別規則発行後に規則の制定、改定などが生じた場合は「2017 SUGOチャンピオンカップレースシリーズブルテン」として、SUGOチャンピオンカップレースシリーズ公式ホームページにて公表される。

第6条 大会役員

大会組織委員会

委員長：高橋 吉男
 委員：大谷 保志
 鈴木 澄夫（第1戦／第4戦／第5戦／特別戦・SUPER GT）
 佐々木 芳幸（第2戦／第3戦／特別戦・マツダファン東北MTG）

競技会審査委員会

委員長：市川 洲夫（第1戦）
 藤村 幸雄（第2戦／第3戦／第4戦／特別戦・マツダファン東北MTG）
 成島 弘（第5戦）
 藤本 康孝（特別戦・SUPER GT）

委員： 関根 基司（第1戦／第4戦／特別戦・SUPER GT）
 鈴木 澄夫（第2戦／第3戦／特別戦・マツダファン東北MTG）
 南 洋一（第5戦）

競技役員

競技長： 大谷 保志（第2戦／第3戦／第5戦／特別戦・マツダファン東北MTG）
 森下 匠（第1戦／第4戦／特別戦・SUPER GT）
 副競技長： 尾形 知臣
 森下 匠（第2戦／第3戦／第5戦／特別戦・マツダファン東北MTG）
 コース委員長： 伊豫田 敬
 計時委員長： 佐藤 和則
 技術委員長： 工藤 治
 救急委員長： 伊藤 清光
 医師団長： 公式通知に示す
 事務局長： 桑谷 伸
 広報委員長： 青島 全也

※変更がある場合は、各大会のプログラムもしくは公式通知に示す。

第7条 参加車両

参加できる各車両は、FIAまたはJAFの公認車両または登録車両とし、2017年JAF国内競技車両規則 第1編 第2、3、4、5、6、11、12章に準拠し、さらに 2017 SUGOチャンピオンカップレースシリーズ 参加車両規定に合致した車両。及び、主催者が認め、JAFが承認した車両とする。

第8条 決勝出走台数、周回数、完走周回数、参加受付、台数レースの成立

1.	レース区分	決勝出走台数	周回数	完走周回数
	JAF 東日本 F4 選手権	45 台	15 周	13 周
	JAF 菅生スーパーFJ 選手権		12 周	10 周
	JAF もてぎ・菅生ツリングカ 選手権		12 周	10 周
	JMRC 東北 Moty's 杯 ロードスターカップ		8 周	5 周
	TOYOTA GAZOO Racing Nez Cup Vitz Race 東北シリーズ		10 周	7 周
	TOYOTA GAZOO Racing 86/BRZ Race		13 周	9 周
	N-ONE OWNER'S CUP		8 周	5 周
	PCJ CUP		12 周	8 周
	LOTUS CUP JAPAN		10 周	7 周
	ロードスター・スーパーレースⅢ 北日本シリーズ		8 周	5 周

※ 上記以外のレースは各シリーズ規則書または公式通知にて公表する。

※ 参加台数が少ない場合、他のクラスと、混走となる場合がある。

※ JAF 選手権レースは、5 台以上の出走により成立するものとする。

その他の各レースについては、3 台以上の台数により成立するものとする。

2. JAF 地方選手権は、下記のレースとする。

東日本 F 4 選手権 合計 2 戦
 4 月 30 日(日) 第 2 戦・第 3 戦
 菅生スーパー F J 選手権 合計 5 戦
 4 月 29 日(土) 第 1 戦
 4 月 30 日(日) 第 2 戦
 9 月 23 日(土) 第 3 戦

- 9月30日(土) 第4戦
10月1日(日) 第5戦
もてぎ・菅生ツーリングカー選手権(Fit) 合計2戦
5月5日(日) 第3戦
10月1日(土) 第6戦

第9条 審判員の判定内容

JAF国内競技規則10-20の審判員判定事項は次の通りとする。

- 1) スタート審判員
本規則第40条「スタート」に関する判定
- 2) 決勝審判員
本規則第50条「レース終了」に関する判定
- 3) 審判員(走路)
FIA国際モータースポーツ競技規則付則H項に関する判定。
FIA国際モータースポーツ規則付則L項第4章2.に関する判定。
本規則第31条「走路の安全規定」に関する判定。
- 4) 審判員(ピット)
本規則第53条「ピット作業」に関する判定。

第10条 メディカルチェック

実施場所：パドック内メディカルセンター

第11条 ドライバースブリーフィング

実施場所：ブリーフィングルーム (タイヤサービスガレージ2F)

第12条 公式通知の公示場所

車検場脇インフォメーションボード

第2章 エントラント、ドライバー及びピットクルー

第13条 エントラント

1. 競技参加者許可証

- (1) 国内、準国内、地方、クローズド競技会レース

JAF国内競技参加者許可証(競技運転者許可証国内Aで兼ねることもできる)以上を所持していなければならない。

- (2) 国際レース

所属国のASNで発行したそのレースに適格なFIA国際競技参加者許可証を所持していなければならない。

2. ドライバー及びピットクルー(要員)の指名登録

エントラントは、参加申込みに際して、本規則並びに特別規則書に定められた資格を有するドライバー、ピットクルー等の指名登録を行い、参加料、保険料を納入して期間内に参加申込みの手続きを行わなければならない。

3. ドライバー、要員並びにゲストに対する義務と責任

エントラントは、自分が指名したドライバー、その他チームの要員並びにゲストに対して、諸規則の遵守と安全の確保について徹底させておく義務があり、これらの人々の言動や事故についてその最終的責任を負わなければならない。

ただし、ドライバー、要員並びにゲストも同様にそれぞれの責任を負うものとする。

4. 競技出場の義務

参加が正式に受理されたエンタラントは、FIA 国際モータースポーツ競技規則付則 J 項、または JAF 国内競技車両規則並びに各大会特別規則書に従って完全に車両を整備し、ドライバー、その他の要員とともに必ず競技会に出場する義務を負うものとする。なお、エンタラントは本人が出場できない場合は必ず書面をもって代理人を指名しなければならない。

5. 参加の取消し

エンタラントは参加申込み後、参加取消しを行う場合には、その理由を付した書面を競技会事務局宛に提出しなければならない。また、ドライバーが公式予選通過後、決勝レースに出場できない場合もエンタラントはその理由を付して、速やかに競技会事務局に届け出なければならない。

ただし、参加締切日以降の参加取消しに対する参加料の返却はしない。

6. 証明書類およびテクニカルパスポート

エンタラントは、自己の車両に関する仕様、改造、変更等の詳細について製造者が証明する書類(FIA、JAF によって公認された車両は公認書)を必ず携行し、必要に応じて提出しなければならない。

7. 施設に対する損害補償義務

エンタラントは自分が指名したドライバー、ピットクルー並びに招待したゲスト等がレース場の施設、器材、車両等に損害を与えたときはその原因の如何を問わず補償の責任を負うものとする。

第14条 ドライバー

参加資格

ドライバーは、当該年度有効の JAF 国内競技運転者許可証 A ライセンス以上の所有者とする。尚、レース初参加のドライバーは、レース当日まで当該サーキットで1時間以上の走行証明を求められた場合は提出すること。

① 地方選手権 F 4 東日本シリーズ

国内競技運転者許可証 A (限定 A 含む) 以上国際 B 以下の所持者であり、下記のいずれかを満たしていること。

- (a) 過去のレース出場実績が3回以上であること。
- (b) 過去のレース出場実績が2回以上で、かつ JAF 公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験時間が4時間以上あり、その証明を有すること。
- (c) 過去のレース出場実績が1回でかつ JAF 公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験時間が6時間以上あり、その証明を有すること。
- (d) JAF 公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験が9時間以上あり、その証明を有すること。

② 菅生スーパー F J 選手権

- (a) 国内競技運転者許可証 A (限定 A 含む) 以上国際 B 以下の所持者であること。
- (b) 2014年～ 2016年に下記のレースにおいて6位以内に入賞経験のないもの。
 - ・ GP 2
 - ・ スーパーフォーミュラ
 - ・ F 3

③ 20歳未満のドライバーは、参加申し込みに際し、親権者の承諾書に印鑑証明書(3ヶ月以内有効)を添えて提出しなければならない。

第15条 ピットクルー(要員)

1. 一般資格

競技に参加することを許されるピットクルーは満16歳以上の者で、エンタラントによって指名登録され保険手続きの完了した者に限られる。

2. ピット責任者及びサイン担当者

ピット責任者及びサインエリア(ピット前作業エリア黄色線)まで出ること許されるピットクルーは、いずれもエンタラントによって指名登録された者に限られる。ただし、ピットサインエリアに出られる人員はピットサインマン2名とする。(特別な大会は、特別規則書に規定する)

3. ピットクルーの定員は、監督を含め4名とする。
4. エントラントは競技会当日のチーム責任者として、ピットクルーの中から経験の豊富な者1名を選びピット責任者として登録しなければならない。又エントラントは自らピット責任者として参加することもできる。
5. 競技中、ピットクルーは各チームに割り当てられたピット内に留まり、登録されたピットクルー、チームゲスト以外の者に出入りを禁止するとともに、ピット内の整頓と火災予防、及び盗難防止に努め、禁煙を守らなければならない。
また、公式予選及び決勝レースの当該走行が終了した場合は速やかにピット内をかたづけて、次のレース区分のためにピットを明け渡さなければならない。

第3章 参加申し込み

第16条 参加申し込み

1. 申込期間
本規則 第1章 第3条 1. に準ずる。
2. 申込先
 - ①東日本F4、菅生S-FJ、ツリングカー(Fit)、JMRC 東北ロードスターカップ、Netz Cup Vitz
スポーツランドSUGO 「レース事務局」
〒989-1301 宮城県柴田郡村田町菅生 6-1
TEL 0224-83-3111 FAX 0224-83-3790
 - ② 86/BRZ、N-ONE、PCJ CUP、LOTUS CUP、ロードスターハートイレースⅢ
各協会への申し込みとする。
3. 参加申込みを郵送する場合は、現金書留（参加料を振り替えにて収めた者を除く）とし、申込み締切日2日前以降に発送する場合は、発送の事実を大会事務局に電話通知しなければならない。参加申込みの郵送は、締切日の消印があるものまで有効とされる。
4. 参加申込みは参加料と必要な保険料を添えて行い、あわせて下記の書類を提出しなければならない。
 - (a) 参加申込書（誓約文署名と親権者承諾書を含む）
 - (b) 車両改造仕様申告書（使用部品登録書を含む）
 - (c) 保険加入及び加入申告書
 - (d) 印鑑証明書(20歳未満のみ)
5. 参加申込み締め切り以前であっても、申込みが締め切られる場合があることを参加者は承知していなければならない。
6. 車名の登録(ネーミング)
各参加車両は、車両名を含め15文字以内にしなければならない。

第17条 参加料

参加料（消費税を含む料金）

レース区分	参加料（消費税込）
JAF 東日本 F4 選手権	1戦のみ参加 56,000円 / 2戦参加 107,000円
JAF 菅生スーパーFJ 選手権 JAF もてぎ・菅生ツリングカー選手権	48,600円
JMRC 東北 Moty's 杯 ロードスターカップ	43,200円
TOYOTA GAZOO Racing Netz Cup Vitz Race 東北シリーズ	37,800円
TOYOTA GAZOO Racing 86/BRZ Race	クラブマン 43,000円 / プロフェッショナル 65,000円
N-ONE OWNER'S CUP	35,640円

※上記以外のレースは、各レースシリーズ規定を参照のこと。

第18条 参加受付制限

制限は設けない。

第19条 チーム員の人数及び規定

1. 人数は、監督を含め4名までとする。
2. チーム員は満18歳以上として参加者より指名登録され、有効な保険または共済会の手続きを完了した者に限られる。

第20条 参加受理と参加拒否

1. 参加申込み者に対しては、締め切り日以降に大会事務局より参加受理または参加拒否が通知される。
2. 参加を拒否された申込み者には、参加料および保険料が全額返還される。
3. 参加が受理された後、参加を取り消す申込み者には、保険料が返還されるが、参加料は返還されない。

第21条 保険料と加入手続き

JAF 国内競技規則 付則 自動車競技の組織に関する規定 第8条に準ずる。(下記共済加入可)

ただし、すでに有効な保険・JMRC 共済に加入している場合は、保険加入済み申告書に加入の事実を申告するものとする。

オーガナイザーは、ドライバー、ピットクルーに対しそれぞれ100万円の保険又は有効な共済に加入し付保する。また、競技役員のうちコース上またはこれと類似した場所で役務につく役員に対し、100万円以上の有効な保険・JMRC 共済を付保する義務がある。

JMRC 東北レース共済会/1人1口200円(1口200万円付保、当日のみ有効で10口まで)

※ドライバー 5口以上、ピットクルー1名 2口以上(2日間有効)

第22条 身分証(クレデンシャル)、通行証

1. 参加が正式に受理された場合には、エントラントによって指名登録されたドライバー、ピットクルーに対しクレデンシャルが交付され、また、競技車両搬送車、サービスカーに対して車両通行証が交付される。
2. エントラント、ドライバー、ピットクルー及びゲストは、発行されたクレデンシャルを常に正しく身につけていなければならない。
3. 競技期間中は発行された通行証に貼付する車両のナンバーを記入の上、フロントガラスの外部より明瞭に確認できる位置に必ずつけていなければならない。他に貸与したり転用したりすることは厳禁され、違反者に対しては参加資格の剥奪その他の厳罰が課せられる。
4. パドック内における通行は身分証、通行証に標示された区域に限定されるが、車両は定められた導線に従って移動させ、必ず指定の場所に駐車し、緊急通路をふさいだり他の通行を妨げたりしてはならない。

第23条 参加受付(書類検査)

参加申し込みが正式に受理された参加者は、公式通知に示された日時および場所で行なわれる参加受付時に下記の書類を提示もしくは提出しなければならない。

- 1) 正式受理通知書
- 2) 参加者許可証
- 3) 運転免許証
- 4) 競技運転者許可証
- 5) 賞金振り込み用紙
- 6) その他提出物がある場合は受理書に示す。

第24条 手数料一覧

1. ドライバー変更手数料	10,800円
2. 車両変更手数料	10,800円
3. 車両名称変更手数料	10,800円
4. 保管車両持ち出し及び、時間外再車検手数料	10,800円
5. 再ブリーフィング手数料	21,600円
6. プログラム記載事項変更手数料	10,800円
7. ピットクルー追加登録手数料	2,600円

第4章 参加者の遵守事項

第25条 エントラント・ドライバー・ピットクルーの遵守事項

1. 規則の熟知と遵守

エントラントはレースの諸規則並びに各競技会別に定められた諸規則を熟知し、これを遵守するとともに自己の参加に関わるすべての者にこれらの規則を遵守させる責任を有するものとする。また、競技参加に関わるすべての関係者は、当該エントラントまたはその代理人と同様に規則を遵守しなければならない。

2. 安全の確保とその責任

安全の確保は、競技に参加するすべてのものが各自の責任において常に留意していなければならない最も重要な事項である。競技中、万一事故による車両の損害あるいは人員の死傷等があった場合でもスポーツとしての原則に基づき、その責任は各自が負わなければならない。オーガナイザー及び他のエントラント、ドライバーあるいは競技の運営に当たる競技役員やサーキット職員等に対して一切の補償責任を追及することはできないものとし、参加申込みに際して誓約文に署名し、このことを明確に約束しなければならない。

3. マナーの遵守

競技に参加するすべての者はスポーツマンとしての襟度を保ち、言語を慎み、礼儀正しく、明朗公正に行動しなければならない。また、競技会の期間中に薬品によって精神状態を繕ったり、飲酒した者はレースから除外される。

4. 責任体制

競技に参加するすべての者は自らの意志と責任において参加するものであることを深く認識し、万一の場合に備えてその参加について家族の了解を得ておくとともに、有効な保険に加入するなどして、十分な自主責任体制を整えた上で参加しなければならない。

5. ドライバーズブリーフィング

すべてのドライバー及びオーガナイザーに指名された者は必ずブリーフィングに出席しなければならない。ブリーフィングに遅刻、欠席した場合は罰則の対象となる。この場合の罰則は大会審査委員会に委ねられる。また、本規則 第3章 第24条 5. に定める再ブリーフィング料を支払い、再ブリーフィングを受けなければならない。

6. ペット類のパドックエリア内入場及び16才未満の者のピットエリアへの出入りは禁止される。また、競技車両及びオーガナイザーが特に認めた車両を除きレース場のいかなる場所でも登録ナンバーの無い車両の使用は禁止される。

第26条 ピットの使用

- 1) 公式予選、決勝レースを通じての使用ピットは、大会事務局によって割り当てられる。
- 2) 割り当てられたピットを参加者相互で交換・変更する場合は、互いに了承があった上で、大会事務局に申し出て、許可を受けなければならない。
- 3) 公式予選、決勝レースを問わず、レーシングコース側のピットのシャッターは開けておくこと。

- 4) ピット内ではタバコ等一切の火気を取り扱わないこと。また、使用後は清掃し、速やかに鍵を返却しなければならない。
- 5) ピットの専有使用は夜間のみとする。
- 6) 開催クラスが複数に渡っている場合、ピットを割り当てられたエントラントは、公式予選、決勝レースを通じてピット内の白線より前の部分が他のレースのピットとして使用できるよう工具、部品は置いてはならない。

第5章 車 両

第27条 燃 料

銘 柄：スポーツランドSUGOレーシングコース内パドックで販売されているENEOSヴィーゴが指定される。

性状表：

試験項目		単位	代表性状
外観			良好
色			オレンジ
密度(15°C)		g/cm ³	0.7358
蒸留試験 (減失加算)	10%留出温度	°C	42.0
	50%留出温度	°C	81.5
	90%留出温度	°C	155.0
	終点	°C	179.0
	残油量	容量%	1.0
蒸気圧 37.8°C		kPa	88.0
オクタン価 (RON)			99.6
銅版腐食 50°C . 3Hr.			1
酸化安定度 誘導期間法		min	480(+)
成分試験法 (ガスクロ)	MTBE	容量%	0.1(-)
	ベンゼン	容量%	0.5
	メタノール	容量%	0.1(-)
	灯油分	容量%	1(-)
	エタノール	容量%	0.1(-)
	酸素分	質量%	0.5(-)
硫黄分		質量%	0.0004
鉛分		g/l	0.001(-)
実在ガム 洗浄		mg/100ml	0

供給場所：パドック内ガソリンスタンド

第28条 参加車両

各クラス、SUGO チャンピオンカップレースシリーズ 2017 参加車両規定 に合致する車両であること。

第29条 公式車両検査

1. 公式予選に先立ち公式車両検査を実施する。競技に出場する車両は、出走可能な状態で指示された時間までに、車検区域に集合し、公式車両検査を受けなければならない。規定の時間内に公式車両検査を受けられない場合は不合格とみなされる。
2. エントラント及びドライバーは公式車両検査に必ず立ち会うものとし、補助員としてピットクルー3

- 名以内を同行することができる。
3. エントラント、ドライバーはその競技会に有効なライセンス、必要に応じてテクニカルサポートその他の証明書類の点検を受けなければならない。
 4. ドライバーは、ヘルメット、スーツ、アンダーウェア、バラクラバス、ソックス、シューズ、グローブ、FHR (HANS) システム等の安全装備についての点検を受けなければならない。頭部と頸部の保護装置 FHR (HANS) システムについては、本規則 第6章 第30条 4. (6)の通りとする。
 5. ドライバーは、当日の健康状態についてメディカルチェックを受けなければならない。
 6. 競技会審査委員会によって特別措置が認められない限り、所定の時刻までに検査を受けない車両、また検査の結果不適当と判断された車両は、公式予選及び決勝レースのいずれにも出走することはできない。
 7. エントラントは技術委員長の求めに応じて書類を提出できるよう、車両公認書またはこれに代わる書類を準備していなければならない。
 8. 車両検査に車両を提示することは、当該車両がすべての規則に適合していることを申告したものとみなされる。競技中に不適格が発見された場合は当該競技からの除外を含む罰則が課せられる。
 9. 技術委員長は検査の結果、不適当と判断した箇所について修正を命ずることができる。
 10. 公式車両検査終了後の車両は如何なる改造も許されず、修理、調整については必ず技術委員長の許可を受けた上で行うものとする。
 11. 車両に撮影用カメラを搭載する場合はオーガナイザーにカメラ搭載許可申請書に搭載手数料 20,000円を添えて申請しなければならない。営利目的でカメラを搭載する場合は別途オーガナイザーと協議を必要とする。カメラの搭載は堅牢に取り付けられ、車両検査と同時に検査される。
 12. 競技会審査委員会及び技術委員長は車両検査の時間外であっても随時参加車両の検査（分解検査を含む）を行う権限を持ち、この検査に応じないエントラントに対しては罰則が適用される。ただし、公式予選、決勝レースへの参加を脅かすものであってはならない。
 13. 競技会審査委員会及び競技会技術委員長は、エントラントに対して、車両公認書及び部品やサンプルの提出を求めることができる。
 14. 決勝レース終了後、各部門で指定された台数の車両が検査を受けるものとし、競技会審査委員会は更にレースに参加した他の車両を検査させることができる。
 15. オーガナイザーは競技会審査委員会の承認を得て車両検査の結果を公表することができる。
 16. オーガナイザーが自動車番入力装置を使用する場合は公式車両検査時までに取り付けていなければならない。
 17. 公式車両検査を受けない車両及びドライバー、また検査の結果、不適当と判定された車両及びドライバーは公式予選、レースのいずれにも出場できない。

第6章 安全規定

第30条 ドライバーの安全遵守事項

1. 十分な強度が保証されているヘルメットを着用すること。(JAF 国内競技車両規則のレース競技に参加するドライバーの装備品に関する付則参照)
2. オープンタイプの車両は不燃性のゴーグル、若しくはフルフェイス（バイザー付）ヘルメットを使用すること。
3. 耐火性のレーシングスーツ、アンダーウェア、グローブ、ソックス、バラクラバス、シューズ等を必ず着用すること。
4. FIA 国際モータースポーツ競技規則付則H項並びにL項の規定と次の項目を遵守するものとする。
 - (1) 競技に適した健康状態で参加し、競技中は常にお互いの安全を考慮した協調的マナーのもとに自己の技量とコースの状態に適した競技速度で車両を運転し、危険とみなされる行為があつてはならない。危険とみなされる行為とは、
 - a. 他の競技車両のコースアウトを強いるもの

- b. 他の競技車両による正当な追い越し行為を妨害するもの
 - c. 追越の最中に他の競技車両を不当に妨害するもの
 - d. FIA 国際競技規則付則 L 項第 4 章 2. に違反したものの等を指し、その行為が危険と判断されたものをいう。
- (2) 故意に規定の走路から外れたり、コーナーをショートカットしたりして走行することは禁止される。
- 走路外走行によりアドバンテージが認められた場合には、審査委員会の裁定によりタイムペナルティ等の罰則が課される場合がある。
- (3) オイル、ガソリン等の漏れを生じた車両、あるいは事故や故障によって危険が予測される状態となった車両は必ず一旦ピットに停止して完全な修理を行い、技術委員の点検を受けるものとし、不完全な状態でレースを継続してはならない。特に車体の一部分を失ったまま競技を継続することが認められた場合でも、その欠損によって有利となったことが明らかであるときはペナルティが課せられる。
- (4) 走行中に転倒、衝突等の事故を起こしたドライバーは必ず競技会指定医師の診断を受けなければならない。医師及び競技長の許可がない限り再び競技に参加することはできない。
- (5) 走路は必ず定められた方向に走行し、いかなる場合も逆方向に走行してはならない。ただし、安全上競技役員の誘導の下に行う場合はこの限りではない。
- (6) 頭部と頸部の保護装置 FHR (HANS) システムについては、2017 年 JAF 国内競技車両規則 第 4 編 付則 2. 2) (518 ページ) に基づき、すべてのレース競技において、2017 年 1 月 1 日から着用が義務付けられる。
- ※FHR (HANS) 使用については、2017 年 JAF 国内競技車両規則 第 4 編 付則 10. (533 ページ) に従うこと。

第 31 条 走路の安全規定

1. 走路は白線で明示される。ダンロップブリッジの前方右側白線先の部分はエスケープロードとして非走路とする。
2. 走路中コントロールを失った車両、あるいは走路外に出た車両のドライバーがコースに復帰する場合は、後続車両など他車の妨害にならないよう注意し、安全を確認した上で走路に戻ることができる。
3. 自らの意志であると否とを問わず、ドライバーが走路上で車両を止めざるを得ない場合、できる限り速やかに走路外の安全な場所に移動し、競技中の他の車両に危険または走行の妨げとならぬようにしなければならない。万一、ドライバー自身で危険が予測される位置から車両を移動させることができない場合は、競技役員に援助を要請して安全な位置に移すものとする。
4. 競技中、停止した車両の排除作業を安全かつ迅速に行うことができるようにするため、セーフティカーを使用することがある。この場合、セーフティカーに乗車した競技役員の指示合図がない限り、すべての競技車両はこれを追い越してはならない。これに反したのものには罰則が適用される。セーフティカーに関する規定は FIA 国際モータースポーツ競技規則付則 H 項の規定を適用する。
5. 緊急の際、競技中にレスキューカー、救急車、消火車、競技役員車、レッカー車などサービスカーがコースを走行したり、必要な作業を行うため駐停車したり、また、競技役員がコースに立ち入る場合があることをドライバーは承知していなければならない。

第7章 公式予選

第32条 公式予選出走義務

1. 参加ドライバーは必ず公式予選に出走（コースイン）し、安全上の参加資格と決勝レースのスターティングポジションについて判定を受けなければならない。公式予選における走行により不適格、あるいは危険と判定された車両及びドライバーはレースから除外される。
2. 公式予選に出走（コースイン）しなかった車両及びドライバー、あるいは、公式予選通過基準タイムを達成しなかった車両及びドライバーは、決勝レースに出場できない。ただし、予選通過台数が最大決勝出走台数に満たなかった場合、出走願いの申請に対し、競技会審査委員会は、決勝レース出場を認めることができる。

第33条 予選出走車両

公式予選に出走する車両は公式車両検査に合格したもので、指定された競技番号を正しく付けていなければならない。

第34条 予選方式

公式予選はタイムトライアル方式とする。なお、計測時間および周回数は公式通知に示す。一定の時間内に指名されたドライバーとその車両が任意に走行し、記録されたベストラップタイムの比較によりグリッドの順位を判定する。

第35条 計時

公式予選の計時は次の各項に基づいて行われる。

1. 計測装置
車両がコントロールラインを通過し、その上に流れる電光を横切った瞬間に自動的にタイムが記録される光電管式計測装置を使用する。
2. 基準タイム
JAF 地方選手権レース及びその他のレースでは130%を乗じたもの及び耐久レース等のクラス区分のあるレースでは、各クラス区分別に上位3台のベストラップタイムの平均に110%を乗じたものを公式予選通過基準タイムとし、これを満足したものに予選結果の順に従ってスターティンググリッドが与えられる。ただし、この基準タイムは天候その他の状況により変更されることがある。
3. 同一タイム
2名以上が同一タイムを記録した場合は早い時刻にそのタイムを記録したものに優先権が与えられる。なお、同時刻に同一タイムを記録した場合にはセカンドタイムの比較により決定される。
4. 記録の削除
公式予選中の規則違反の事実が明らかになった場合、当該ドライバーによってその時点までに記録されたタイムの一部あるいは全部を無効とし、公式記録から削除される場合がある。
5. 最終周回タイム計測は、規定された予選時間の経過をもって終了とされる。従って、チェッカーフラッグが遅れて表示された場合においても上記の時点でその車両に対する計測は終了とする。ただし、終了時刻後に走行中の最終周回は、その周回で到達するコントロールラインの計測タイムは有効とする。

第36条 公式予選中の車両に対する作業

公式予選中の車両に対する作業は必ず割り当てられたピットの作業エリアで行うものとする。安全上、競技長が特に認めた場合を除き、パドックでこれらの作業を行うことも禁止され、一旦パドックに入った車両はすべて走行を終了したのものとして再びコースに戻ることは許されない。

第37条 公式予選の中断

安全上、競技長はコースの清掃、整備または故障車両の回収、負傷者の救出等のため公式予選を中断することができる。特に定められない限り、中断に関する指示及びその後の時間調整等は競技長に一任される。公式予選中断の合図が表示された場合、走行全車はピットへ停車するものとする。公式予選中断後の再開はピットエンドから信号燈の指示に従って1台ずつスタートするものとする。

第38条 予選終了後の車両保管

公式予選を通過した車両は技術委員によって必要時間保管される（ただし、スポーツカー、フォーミュラカー、特殊車両を除く）。保管場所は指定区域、または公式通知に特に定められた場所とし、公式予選終了後直ちに搬入しなければならない。保管車両の持ち出しは再車検手数料を添えて競技会事務局に申請し、車検場にて技術委員長の承認を得たうえで行うものとする。

第39条 保管持出車両に対しての再車検

保管持出車両は、再車検を受ける義務がある。再車検の実施は技術委員長の指示に従うものとする。

第8章 レース

第40条 スタート

1. スタート方式

スタート方式は次の中から選択され、各大会公式通知に示す。再スタートの場合の方式はその都度、状況に応じて競技長が決定する。尚、コース状況等によりセーフティーカースタート方式でレースをスタートさせる場合がある。

(1) スタンディングスタート

定められたグリッドについて静止状態から発進するスタート方式。

(2) ローリングスタート

走行状態から発進するスタート方式。

2. ピットスタート

レーススタート合図の後、すべての競技車両がピット出口を通過し、ピット出口の信号燈に緑色ランプが点灯することによりピット出口からスタートが許される方式。

3. グリッド

(1) 定数と配列

グリッドの配列は1×1のスタッガードグリッドを原則とする。グリッドの配列及び定数については、特別規則書で定める。

(2) ポールポジション

アウトサイドのグリッドをポールポジションとする。

(3) グリッドの閉鎖

グリッドはフォーメーション開始5分前に閉鎖される。グリッドの閉鎖後にスターティングエリアに到着した車両はピットスタートとなる。

(4) 非発走車のグリッド

スターティンググリッドが発表された後の非発走車のグリッドについては原則として空席とする。

4. スタンディングスタートの進行要領

(1) タイムスケジュールのフォーメーション開始5分前までに定められたグリッドにつくこと。グリッドについた後は、エンジンを停止して待機する。ただし、天候その他の状況に応じて変更のある場合はその都度競技長が指示する。

(2) ピット出口はフォーメーション開始10分前に閉鎖される。これに対しては、閉鎖2分前の警告音及びピット放送で告知される。ピット出口の閉鎖までにピットエリアを離れることのできな

かった車両は、ピットスタートとなる。

- (3) スタートの予告は、5分前、3分前、1分前、30秒前が表示板によってなされ、この表示には音声の伴うことがある。
- a. 5分前の表示・・・秒読み開始。グリッドへの進入は締め切れ、グリッド上での全ての作業が禁止される。
 - b. 3分前の表示・・・ドライバー、競技役員及びフォーミュラカーの補助始動装置使用のための付添いのチームメンバーを除いて他のすべての人々はコース上から退去する。
 - c. 1分前の表示・・・エンジン始動。(必ずセルスターターによるものとし、スポーツカー、フォーミュラカーは補助始動装置の使用も可)付添いのチームメンバーはエンジン始動後コース上から退去する。
 - d. 30秒前の表示後、グリッドの前方で緑旗が振られ、全車両はグリッドにおける位置を保ちつつ、一隊となってフォーメーションラップを行うため発進する。オフィシャルカーが使用されない場合はポールポジションの車両が全車両を誘導するものとし、一切の追越しは禁止される。
 - e. フォーメーションラップに発進することができないドライバーは手をあげてその旨を知らせるものとし、他の全車両が発進した後にオフィシャルによってピットに押し入れ、調整の後、前項第40条2.のピットスタートにより競技に参加するものとする。
 - f. フォーメーションラップに出遅れた車両及びフォーメーションラップ走行中、不調のため正しい位置を保てなかった車両は最後尾スタートとなるが、その車両は下記h.項による赤色ランプが点灯するまでにグリッドに停車していなければならない。万一、赤色ランプが点灯するまでに停車できない場合は一旦ピットに戻り、その後、前項第36条2.のピットスタートとなる。フォーメーションラップ中一旦後尾についた車両は、スタートまで一切の追越しを禁止される。
 - g. フォーメーションラップ中にスタート練習や著しく隊列を乱してはならない。著しいと競技長が判断した場合は反則スタートとして罰則が適用される。
 - h. フォーメーションラップを終了し、スターティンググリッドに着いた車両は定められた位置に正しく停止し、エンジンをかけたまま待機する。全車両が正しい位置についていることが確認されると赤色ランプ2灯(5秒前)の表示があった後に赤色ランプ10灯(スタート用意)が点灯される。その後通常2秒から3秒以内に赤色ランプが消灯された瞬間をスタートする。この間にエンジンが停止して発進できない車両がある場合はドライバーが手を挙げて合図するとともに担当の競技役員が黄旗の振動で他のドライバーに知らせるものとする。特に定められない限り発進できない車両は、他の全車両がグリッドを離れた後、競技役員のみが当該車両をトラック上で押してエンジンを始動する事が出来る。
 - i. スタート延期
スタートの手順が進行中、突如コースが使用不能の状態となるか、または多量の雨その他で危険が予測される状態となった場合は下記の要領で進行するものとする。
 - (1) スタート用意の赤色ランプが点灯する前の場合は赤旗が振動表示(黄色ランプ点滅)され、「START DELEY」(スタート遅延)ボードがスタートラインに掲げられる。
 - (2) スタート用意の赤色ランプ点灯後の場合は黄色ランプの点滅を併用して「START DELEY」(スタート遅延)ボードがスタートラインに掲げられる。
 - (3) 上記(1)及び(2)のいずれの場合も全車両のエンジンは停止され、スタート手順5分前から再開され、レース距離は1周減らされる。
 - (4) スターティンググリッドの最後列の車両がスタート不能になった場合は前記(1)～(3)は適用されない。
 - j. 前記(3)の手順が1回以上必要となった場合でも、燃料補給は、許可がない限り禁止とされる。

5. ローリングスタートの進行要綱

フォーメーションラップ開始に先立つスタート進行、手順は上記の5分前から1分前までの表示と

同様とし、フォーメーションラップスタート 30 秒前の表示から以下に従う。

- a. スタート 30 秒前ボードの表示後、ダミーグリッドの前方で緑旗が振られ、全車両はグリッドにおける位置を保ちつつ、一列となってフォーメーションラップを行うため発進する。
- b. フォーメーションラップはオフィシャルカーが全車両を誘導し全車両はこれに従って走行する。
- c. フォーメーションラップに発進することができないドライバーは手をあげてその旨を知らせるものとし、他の全車両がグリッドを離れた後、競技役員のみが当該車両をトラック上で押してエンジンを始動する事が出来る。なお、始動できない場合は、ピットエリアに導かれ、正式スタート後、ピットスタートにより競技に参加するものとする。
- d. フォーメーションラップに出遅れた車両及びフォーメーションラップ走行中、不調のため正しい位置を保てなかった車両は最後尾スタートとなる。
フォーメーションラップ中に一旦後尾についていた車両は、スタートまで一切の追越しを禁止される。
- e. フォーメーションラップ中にスタート練習や著しく隊列を乱してはならない。もし乱れた場合は反則スタートとして罰則が適用される。
- f. オフィシャルカーが退避路に退去した後も、ポールポジションの車両はそのまま同じ速度を保ちつつ全車両を誘導する。赤色ランプから緑色ランプが点灯した瞬間をスタートとするが、全車両はスタートラインを各自通過するまで追い越しが禁止される。
- g. セーフティカーは、オフィシャルカーを兼ねることが出来る。
- h. スタート延期

スタートの手順が進行中、突如コースが使用不能の状態となるか、または多量の雨その他で危険が予測される状態となった場合は下記の要領で進行するものとする。

- (1) フォーメーションラップ開始前の場合は赤旗が振動表示(黄色ランプ点滅)され、「START DELEY」(スタート遅延)ボードがスタートラインに掲げられる。
- (2) 上記(1)の場合、全車両のエンジンは停止され、スタート手順 5 分前から再開される。
- (3) 上記(1)の手順が 1 回以上必要となった場合でも、燃料補給は、許可がない限り禁止される。
- (4) フォーメーションラップ開始後、(スタート用意の赤色ランプ点灯)場合は、黄色ランプの点滅を併用して「START DELEY」(スタート遅延)ボードがスタートライン(フラッグ台)に掲げられる。
- (5) 上記(4)で先導車が、コースから離れた場合は先頭車両が先導車の役目を担い、そのままの速度でもう 1 周するものとする。その後、先導車が再度コースインし先頭車の前に着き周回し先導車がコースアウト後、緑色ランプ点灯時点でスタートとなる。レースの周回数は先導車がコースアウトした時点からの周回数による。

第 41 条 反則スタート

1. スタンディングスタートの場合、赤いランプが点灯中に車両が動いた場合は、反則スタートとなり罰則が課される。
2. ローリングスタートの場合、スタート合図が出され、各自の車両がスタートラインを通過する前に前車両を追い越した場合は、反則スタートとして罰則が課される。
3. 審判員による反則スタートの判定に対する抗議は受け付けられない。
4. 反則スタートに対する罰則は、競技会審査委員会の決定により、ドライブスルー又はペナルティストップの罰則が課される。

第 42 条 信号合図

1. 旗による信号

FIA 国際モータースポーツ競技規則付則 H 項の規則に基づいて行う。

2. ドライバーに対する連絡

チームからドライバーに対して連絡をとるのは、ピット前の指定された場所に限られる。合図にはH項に基づいた旗、またはランプに類似したものを使用してはならない。無線器は特に許可されている競技会を除き使用してはならない。

3. 黄旗表示区間の追越し禁止

黄旗表示区間では一切の追越しは禁止される。ドライバーは、事故処理等による競技役員の活動に配慮し、速度を落とし作業現場から離れたコース上のラインを一系列になって走行すること。当該エリアでの減速違反、危険行為（スピン、コースアウト等）は厳重に禁止される。

4. スタート及びピット出口信号灯について

- (1) スタンディングスタート時に信号灯が故障した場合、スターターが赤ランプ点灯の合図として日章旗を頭上に掲げ、その後日章旗を通常2秒から3秒以内に頭上から振り降ろした瞬間が緑ランプのスタート合図とする。
- (2) ローリングスタート時に信号灯が故障した場合、スターターが赤ランプ点灯の合図として日章旗を頭上に掲げ、その後日章旗を頭上から振り降ろした瞬間が緑ランプのスタート合図とする。
- (3) 例外的なスタート及び再スタート時に信号灯が故障した場合、スターターが黄色ランプ点滅の合図として黄旗を振動表示し、その後緑旗を頭上から振動表示した瞬間が緑ランプのスタート合図とする。
- (4) ピット出口の信号灯が故障した場合、マーシャルがランプを塞ぐ形で位置し、赤ランプの代わりに赤旗を、緑ランプの代わりに緑旗を、黄色点滅の代わりに黄旗をピットロードの走行レーンに向けて静止状態で表示する。

第43条 追越し

1. レース中、単独で走行する車両は走路の全幅を使用することができる。ただし、直線で速い車両に追いつかれたならば直ちにその車両が追い越しできる通路を与えることを原則とする。
2. 追い越される車両のドライバーに対しては青旗により合図が表示される。合図を受けたにも関わらず、故意に追い越しを妨げるドライバーに対しては罰則が課せられる。組織的な追越しの妨害、あるいはこの違反を繰り返すドライバーはレースから除外される。
3. コーナーへの入口あるいは出口においては、ドライバーは任意に通路を選択することができる。ただし、あくまでも走路として定められた範囲内に限られるものとし、瞬間的な追越しは左右のいずれからも行うことができる。予想外の方向に突如として転換を行ったり、他の車両に対して故意に車両をかぶせたり他の車両にコースアウトを強いるような異常な方向転換や接触行為を行うことは厳禁される。これらに対する反則はその程度と回数に応じて罰金から失格までの罰則が課せられる。共通の利害関係の有無に関わらず、単独若しくは複数のドライバーで追越しを妨害するような行為は禁止される。扇形になるなどして数台の車両が並列したままで走行を続けることは他に追越しの車両がない場合に限り許される。
4. レース中、重大なミスや度重なる不注意によって車両のコントロールを欠くドライバーはレースから除外（失格）とされる。

第44条 停車指示

状況に応じて、競技長は走行中の全車両または特定の車両に対して停止を命ずることができる。（競技長がやむを得ない理由で不在の場合は副競技長がこれに代わって決定を下す）旗の種類により大会審査委員会の承認が必要なことがある。

1. 緊急停止（赤旗によるレースの中断）

- (1) 事故等のために走路が閉鎖状態となるかまたは天候その他の理由により、その時点におけるレースの続行が不可能な状態となった場合は、コントロールラインにおいて競技長の指示により、赤旗と赤色ランプを表示し、これと同時に全監視ポストで赤旗を一斉に振動表示する。
- (2) 前記の合図が表示されたならば、全競技車両は直ちにレース競技を中止し、何時でも停止できるスピードで競技役員の指示に従いゆっくりと赤旗ラインに戻るものとする。
赤旗ラインはブリーフィングで指示する。

この場合に下記の事項を了解しているものとする。

- a. 追越しは厳禁される。
- b. 計測はすでに打ち切られていて、順位は、レース中断の合図が出された時点で先頭車両が完了した周回の1周前の周回完了時点の順位とする。
- c. 道路上に救急車その他の車両、または競技役員が出ているかも知れない。
- d. 走路が完全に閉鎖状態となっているか、または天候の変化によって高速での運転は危険な状態になっているかも知れない。

2. 特定車両の停止（黒旗及びオレンジ色の円形のある黒旗によるピットストップ）

- (1) ドライバーのマナー及び車両の走行状態がレースに危険または不相当と判断された場合、黒旗と当該競技番号をコントロールライン付近で表示し、ピットストップを命ずる。また故障を生じたり、火災を発生したりする恐れのある状態となっている車両に対してはオレンジ色の円形のある黒旗を同様に表示してピットストップを命ずる。火災に対しては消火器をかけて合図する。
- (2) 激しいスピン、接触転倒等のトラブルを生じ、レース続行が危険とみなされる車両に対し、黒旗と当該競技番号をコントロールライン付近で表示し、ピットストップを命ずる。

3. ドライブスルー及びペナルティストップ

- (1) ドライブスルーを命じる場合は、Dマークの下に当該競技番号ボードをコントロールライン付近で表示する。
- (2) ストップを命ずる場合は、当該競技番号に「Pマーク」のボードをコントロールライン付近で表示する。

4. 再車検及び健康診断

全車両停止または特定車両の停止のいずれの場合にも、必要に応じて再車検及びドライバーに対する健康診断を実施する。

第45条 レースの中断及び再スタート

レースの中断の場合の区分及び手順はレース中断の合図が出される直前に、先頭車両が何周回終了していたかによって次の通り区分される。

ケースA	: 2 周末満
ケースB	: 2 周以上、レース距離の 75% 未満（小数点以下切り上げ）
ケースC	: レース距離の 75% 以上（小数点以下切り上げ）

レースの中止の区分に従って次の通り実施する。

1. ケースAの場合

- (1) 当初のスタートは無効とみなされ、スタートに参加したすべてのドライバーがもとの車両で再スタートに参加できる。
- (2) 技術委員長によって再スタートに適格であることが確認されたものに限られる。
- (3) 再スタートできない車両のグリッドは空席のままとする。
- (4) すべての車両は作業を行うことができる。（燃料補給はできない。）
- (5) レース距離は3周減算される。
- (6) ドライバー変更は一切許されない。

2. ケースBの場合

- (1) 競技は2つのパートに分けられるとみなされ、順位は各々のパートで達成された周回数を合算し、同一周回の場合は最終パートの順位に基づき決定される。
- (2) 第1パート（すでに行われたレースの部分）の順位は、レース中断の合図が出された時点で先頭車両が完了した周回の1周前の周回完了時点の順位とする。
- (3) 第2パートのレース距離はレーススタート時点の第1パートのレース距離および3周を差し引いた周回数または競技会審査委員会の決定による。
- (4) 第2パートのグリッドは、第1パート終了時の車両の順位により配列される。尚、再スタートできない車両がある場合、空いたグリッドはそのままとする。

(5) この場合の再スタートに参加できるのは、次の各項を満足したものに限られる。

- a. 最初のスタートに参加した車両であること。
- b. レースが中止された時点において正式にリタイヤしていないこと。
- c. 規定のルートを通って自力で赤旗ラインに戻ることができたもの。
- d. 技術委員による再スタート（再車検に合格）が認められたもの。

(6) ピットで作業中の競技車両は、赤旗が表示された時点ですべての作業が禁止される。

赤旗ラインに停車中の車両は、赤旗ラインが解除され、第2パートの自己のグリッドについての時点からスタート5分前のボードが表示されるまでの間、下記を除き作業が許される。

- ・給油（すべての液体の補給）
- ・タイヤ交換（審査委員会の指示がある場合を除く）

(7) 同日に再スタートが不可能な場合には、他日に延期されるかまたは場合によってはレースは成立したものとみなされる。

3. ケースCの場合

(1) レースは完了したものとみなされ、競技車両は車両保管場所に移動する。

(2) 順位はレース中断の合図が出された時点で先頭車両が走行していた周回の2周前の周回完了時点の順位に従って決定される。

4. 再スタート

ケースA及びケースBの再スタート進行は以下の通り行う。

(1) 中断の合図が出されてから10分後にピットロード出口が閉鎖され、それ以降はピットスタートとする。

(2) 中断の合図が出されてから15分後にスタート5分前のボードを表示してグリッド閉鎖し、通常のスタート手順を再開する。ただし、競技長が保安上必要と認めた場合のみ、スタート時間を遅らせることができる。

5. 赤旗時の停止位置

コントロールライン前方の150m看板付近とする。（ピットの赤旗ラインは45ピット前とする。）

第46条 イベントの延期、取止め、成立

1. 不可抗力による特別の事情が生じた場合、競技会審査委員会の決定によってイベントを延期または取止めることがある。
2. サポートレースのある競技会はメインレースの完了をもって成立したものとみなされる。
3. 競技会が延期、取止めとなった場合でも、各レース区分別にレースの完了をもってそれぞれが成立したものとされる。

第47条 降雨時の規則

1. スタート前に天候条件が変化した場合には、必要に応じて特別走行時間を設けることができる。
2. 決勝レーススタートが迫って、例えウェットタイヤを装着しても安全が確保されないような多量な水がトラックを覆った場合、トラックのコンディションが改善されるまで競技長はスタートを遅らせることができる。
3. サーキットが閉鎖されるか、競技を続行することが危険とならない限り、雨天でのレースは中止されない。

その後、次第にコース上の雨量が増加して危険と判断された場合、競技長は競技会審査委員会と協議の上、レースの中断を決定することができる。天候の条件が回復しだい、新たなスタートの手順を行う。

第48条 レース中の車両修理

1. 部品、工具

レース中における車両の修理、調整、部品交換はその車両に積み込んであるものか、または、ピットに準備してある部品と工具とによって行わなければならない。

2. コース上のドライバーに対する援助禁止

ピットに準備してある部品、工具による修理、調整、交換は正規にピットに停止した車両に対してのみ行うことができる。コース上で停車した場合、ドライバー自身がピットから部品、工具を携行したり、あるいはピットクルーやその他の者が携行したりしてはならず、コース上のドライバーに対して如何なる援助も禁止され、競技役員以外のものが停止した車両に触れることは許されない。これに対する違反車両は直ちにレースから除外される。

3. コース上での修理

やむを得ない事情でピット以外のコース上で車両を修理、調整、部品交換あるいは危険部分の除去などを行う場合は、他の車両の支障とならない安全な場所に停車し、当該ドライバーがその車両に積み込んである部品、工具を使用して作業に当たらなければならない。

4. 人力または他車両の援助による推進禁止

レース中の車両はいかなる場合であっても、その車両の動力で推進されなければならない。したがって、人力または他の車両の力でコースに沿って押し進めたり、コントロールラインを越えたりしてはならない。ただし、ドライバーまたは競技役員によってコースから安全な場所に押し出す場合はこの限りではない。

5. コース上に放置された車両は、たとえ一時的であっても理由、時間の如何を問わずレースを放棄したものとみなされる。

第49条 リタイヤ

1. ピットでのリタイヤ

レース中の事故あるいは車両の故障などで、その後の走行の権利を放棄する場合は、原則としてピットに停車し、その旨を競技役員に届けるものとする。

2. コース上でのリタイヤ

コース上において車両が動かなくなったためにリタイヤする場合は、安全な場所に停車したのち、その地点から最も近いポストにいるコース委員にその旨を届けなければならない。

3. 意思表示

競技役員に届け出る前に、ヘルメットを脱ぐなどの態度でその意志を表明することがドライバーとしての義務であるが、負傷その他の理由で届出や意志の表明ができない状況下では競技役員の判定に委ねられる。

第50条 レース終了

1. 順位判定

優勝車両はそのレース距離の走行を最短時間で終了した車両か、または所定の時間に最大の距離を走破した車両とする。その順位決定は周回数とコントロールライン（ピットレーンのラインも含む）の通過順に基づいて行われる。ただし、優勝車両のレース距離の70%に満たない車両（JAF 地方選手権は90%）には順位の判定が行われないものとする。

2. レースの終了

(1) 先頭車両の決勝線通過あるいは所定時間の終了と同時に、そのレースは終了したものとする。その他の車両は先頭車両が決勝線通過後、公式予選で記録されたベストタイムの4倍に相当する時間（分以下は次の分にくり上げる）をもって走行は完了とする。尚、チェッカーフラッグを受けた後の追越しはコントロールライン付近でのやむを得ない追越しを除き、禁止される。

(2) 先頭車両の決勝線通過あるいは所定時間の終了と同時にピット出口は閉鎖され、ピットに停車中の車両は再びコースに戻ることはできない。

(3) チェッカーフラッグ

レースの終了はチェッカーフラッグによって表示される。万一、先頭を走行する車両が定められたレース距離あるいは時間を完走しないうちに誤ってチェッカーフラッグが振られた場合であっても、レースはその瞬間に終了したものとして順位が判定される。これと反対に先頭を走行する車両が定められたレース距離あるいは時間を完走した後に遅れてチェッカーフ

ラッグが表示された場合には、定められた距離あるいは時間をもってレースは終了したものと
して順位が判定される。

3. 完走周回数

本規則 第1章 第8条 1. に準ずる。

4. 暫定表彰と表彰式

- (1) レース終了後、暫定結果による上位のドライバーの暫定表彰を行う。暫定表彰を拒否したドライバーは、賞典を受ける権利を放棄したものとみなされる。
- (2) 暫定結果の発表後、30分間以内に抗議のない場合、暫定結果は競技会審査委員会の承認手続きを経て正式結果とされる。
- (3) 表彰式が行われる場合は、時間と場所がその都度公式通知によって示される。エントラント、ドライバーまたはその代理者は必ず表彰式に出席しなければならない。正当な理由なく表彰式に出席しなかった者の賞典(主催者賞)は競技会組織委員会において保留される。
- (4) 入賞者は記者会見がある場合は出席しなければならない。

第9章 ピット規定

第51条 ピットレーンへの進入

1. ピットレーン

ピットへ出入りする際にコース上の一部をピットレーンとして、区分線でレースの走路と区分する。この区分線は審査委員会で不可抗力と判定された場合を除き、いかなる方向へも横切ってはならない。

2. 安全確認

ピットレーンに入る際は、右側について走行し、ピットレーン入口手前で必ず方向指示器または手で合図して安全を確認しつつ進入しなければならない。

ピットレーンにおける優先権はファストレーンを走行している車両が有する。

3. ピットレーンの速度規制

ピットレーンは60km/hに速度規制される。

なお、SUPER GT RACE およびスーパー耐久レース併催時は50km/hとする。

第52条 ピットストップ

1. 停止

ピットレーンに入り、自己のピット前の作業エリアに停止する車両は、できるだけ車両をピットに近づけて他の競技車両が安全に通過できるだけの通路を空けておかなければならない。その際、フォーミュラカーまたは特に許可された車両を除きエンジンは停止させること。なお、ピットクルーの1名は必ず誘導に当たることを怠ってはならない。

2. オーバーシュート

誤って自己のピットを通り過ぎてしまったときは、競技役員の了承を得て自己のピットクルーの応援のもとに押し戻してピットにつけることができる。この場合、バックギアの使用は厳禁とする。

第53条 ピット作業

1. 競技中は各競技会特別規則書で許されている場合を除き、すべての液体(水を除く)の補給は禁止される。

2. 燃料、オイルの補給

競技中の車両に燃料、オイル補給はできない。

ただし、特別規則書で競技中の燃料、オイルの補給について許されている場合は、必ず次の各項を遵守して実施しなければならない。

- (1) 競技中の燃料補給は、車両がピットストップした際にピット作業エリアにおいてのみ実施す

ることができる。

- (2) 燃料補給は JAF 国内競技車両規則に従うこと。詳細は特別規則書に明記する。
- (3) ピット内における燃料の保管は、スクリュウキャップのついた金属製携行缶で行うものとし、1 缶の最大容量は 20L とする。金属製携行缶以外の容器の使用は禁止される。尚、エントラントは内容量 3kg 以上の消火器 2 本以上を必ず用意しなければならない。
- (4) エントラントは、燃料補給要員を指名するものとする。燃料補給要員は防火用の衣服、マスク、手袋、靴等を完全に装着して任務を遂行するものとし、燃料補給中は他の任務を行ってはならない。
- (5) 燃料補給は承認を受けた補給装置を使用して行うものとし、補給タンクは必ずアースしなければならない。また、燃料補給中はピットクルーが消火器を持って車両のそばに待機すること。
- (6) 燃料補給中、ドライバーは車両に留まることができる。ただしエンジンは特別規則書に記載されている場合を除き必ず停止すること。
- (7) 燃料あるいは燃料補給装置の冷却は禁止される。

3. 器材の整頓

ピット内においては常に器材を整頓し、ピットストップ直前の準備を除き、タイヤ、器材、工具等をピット前に出しておくことは禁止される。また、作業終了後は速やかに取り片付けなければならない。

4. 火花または高熱を発する用具の使用は一切禁止される。

5. ドライバーへの合図と計測

エントラントから指名されたピットクルーは、ピット前サインエリアに出て走行中のドライバーに合図を送り、あるいは計測に当たることができる。その際、これらのピットクルーは他の車両の出入りに注意を払わなければならない。

第 54 条 ピットからの発進

1. ピットからの発進

ピットから再び発進してコースに戻るのは、競技役員の指示に従ってピットクルーの誘導の下に行うものとし、エンジンはフォーミュラカーまたは特に許可された車両を除き、必ずドライバーが車両に着座して搭載されたスタート装置を使用して始動させなければならない。押しがけは禁止される。

ピットから再び発進する車両は、ファストレーンから作業エリアへ進入する車両を妨げないこと。また、ピットから再び発進する車両がファストレーンを走行中の車両と並走することは禁止される。

2. 信号の確認

ピット出口にはグリーン／レッドのライトが設けられる。

すべての公式予選中およびセーフティカー出動中はグリーンライトが点灯しているときのみコースインすることができる。(赤灯点灯時はコースインすることはできない)。

3. ピットから発進後の第 3 コーナー

ピットから発進後の第 3 コーナーは アウトサイドについて走行するものとし、本コースから同時に進行する車両がある場合はこれを優先させなければならない。

第10章 賞典

第55条 賞典

各レースの賞典は次の通りとする。

1. 地方選手権F 4東日本シリーズ
優勝・・・トロフィー／JAFメダル／賞金 100,000円
2位・・・トロフィー／JAFメダル／賞金 60,000円
3位・・・トロフィー／JAFメダル／賞金 40,000円
4位・・・トロフィー／賞金 30,000円
5位・・・トロフィー／賞金 20,000円
6位・・・トロフィー／賞金 10,000円
2. 菅生スーパーF J選手権
優勝・・・トロフィー／JAFメダル／賞金 50,000円
2位・・・トロフィー／JAFメダル／賞金 30,000円
3位・・・トロフィー／JAFメダル／賞金 20,000円
4位～6位・・・トロフィー／副賞（走行券1枚）
3. もてぎ・菅生ツーリングカー選手権
優勝・・・トロフィー／JAFメダル／賞金 50,000円
2位・・・トロフィー／JAFメダル／賞金 30,000円
3位・・・トロフィー／JAFメダル／賞金 20,000円
4位～6位・・・トロフィー／副賞（走行券1枚）
4. ロードスターカップ（NA6CE, NB6C, NA8C, NB8C, NCEC チャレンジ, NCEC オープン 各クラス）
優勝・・・トロフィー／賞金 50,000円
2位・・・トロフィー／賞金 30,000円
3位・・・トロフィー／賞金 20,000円
4位～6位・・・トロフィー／副賞（走行券1枚）
※走行券は、1枚 25分間となります。
5. その他
各協会の発行する競技規則に準ずる。

第56条 賞典の制限

大会賞典は、各クラス最大6位までとし、参加台数の50%を超えない範囲とする。

1. JAF 地方選手権（F 4東日本シリーズ/菅生スーパーF J/もてぎ・菅生ツーリングカー）
入賞は6位を超えない出走台数の50%（端数切り捨てとし、レースが成立しない場合には大会賞典は用意されない）とする。
2. JMRC 東北レース（オーガナイザー賞金授与率）

3台・・・1位のみ（60%）	8～9台・・・4位まで（90%）
4～5台・・・2位まで（70%）	10～11台・・・5位まで（全額）
6～7台・・・3位まで（80%）	12台以上・・・6位まで（全額）
3. その他
各協会の発行する競技規則に準ずる。

第57条 JMRC 東北 レースシリーズ賞典

1. 対象
JMRC 東北ロードスターカップに与えられる。但し、シリーズの成立は最低3戦以上とする。
2. シリーズ賞典
JMRC 東北楯（1位～6位）
3. ポイントの制限
 - ① ポイントは当該レース完走者のみに与えられる
 - ② シリーズ出場3戦以下の場合、シリーズ順位は与えられない。
 - ③ 同ポイントの場合の順位は上位得点の回数の多い順に決定する。

出走台数	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
3台以上	20	15	12	10	8	6	4	3	2	1

※11位以上は、1ポイント与えられる。

4. 賞典の授与

12月に開催される JMRC 東北 表彰式にて授与される。

第11章 抗議

第58条 抗議権

1. エントラントは自分が不当に処遇されていると判断する場合には、これに対して抗議する権利を有する。ただし本規則に規定された出場拒否または審判員の判定に対しての抗議は受け付けられない。
2. 抗議は抗議申請書に次の抗議料を添え、競技長に提出しなければならない。
 - (1) 準国内、地方、クローズド競技の場合 20,900円
 - (2) 国内競技の場合 52,400円
 - (3) 国際競技の場合 104,800円
3. 参加車両に対する抗議は、抗議対象となる個所を明確に抗議申請書に記載しなければならない。抗議によって必要となった車両の分解に要した費用は、その抗議が否決された場合には抗議提出者、抗議が成立した場合は抗議対象者が支払うものとする。車両の分解等に要した費用は技術委員長が算出する。

第59条 抗議の制限

1. 技術委員または再車検委員の決定に関する抗議は、決定直後に提出しなければならない。
2. 公式予選の結果およびスタート位置に関する抗議は発表後30分以内に提出しなければならない。
3. レース中の規則違反または過失、不正行為に関する抗議は、レース終了後30分以内に提出しなければならない。
4. レース結果に関する抗議は、暫定結果の発表後30分以内に提出しなければならない。

第60条 抗議の裁定

1. 抗議審査に当たり、競技会審査委員会が必要に応じて関係当事者及び競技役員などを証人として召喚し、陳述を求めることができる。
2. 審査後直ちに裁定が下されない場合、その裁定発表の日時と場所を明らかにして延期することができる。
3. 競技会審査委員会の裁定結果は、審査委員長より関係当事者のみに口頭をもって通告し、その後公式通知もしくは、競技結果で公表される。
4. 抗議の関係当事者は競技会審査委員会の裁定結果に服さねばならないが、国内競技規則 第13章の規定に従って控訴することができる。

第12章 オーガナイザーの権限

第61条 オーガナイザーの権限

オーガナイザーは次の権限を有するものとする。

1. 参加申込みの受付に際して、その理由を示すことなく、エントラント、ドライバー、ピットクルーを選択あるいは拒否することができる。
当該参加申込みが全日本選手権の場合は、JAFにその事由が報告される。
2. ドライバーに対して、指定医師による健康診断を要求し、競技出場の健康上の資格について最終的決定をすることができる。
3. 競技番号の指定、あるいはピットの割り当て等にあたって、各エントラントの優先順位を決定することができる。
4. 保安上または不可抗力による特別の事情が生じた場合、競技会審査委員会の承認を得て、競技会またはレースの延期、中止、取止め及びレース距離の短縮、タイムスケジュールの変更、コースの変更等を決定することができる。ただし、24時間以上の延期または中止が決定された場合は参加料を返却する。
5. 各レース区分における参加申込み台数が10台に満たない場合は、そのレース区分を取止めまたは他のレース区分と合併することができる。また、決勝出場台数が7台に満たないレース区分は取止めることができる。
6. 賞典を適宜に追加することができる。
7. 参加料の返還、免除等について決定することができる。
8. 競技会スポンサーの広告を参加車両に貼付させることができる。
9. やむを得ざる理由により、公式プログラムの印刷に間に合わなかったドライバーの指名登録、または変更について許可することができる。ただし保険への加入、その他の完全な参加の形式が競技会事務局長によって受理されたものに限る。
10. 全てのエントラント、ドライバー、ピットクルー及びその参加車両の音声、写真、映像、レース結果等に関し、オーガナイザーは報道、放送、出版等の権限を有し、オーガナイザーが許可した場合、この権限を第三者がもつこともできる。また、競技会の観客の入場料について決定することができる。

第13章 本規則の適用

第62条 本規則の解釈

本競技会に関する諸規則や公式通知の解釈についての疑義は、エントラントに限り文書によって質疑申し立てが許される。これに対する回答は、競技会審査委員会の決定を最終的なものとして競技会事務局を経てなされる。

第63条 本規則の違反

1. 本規則に対する違反の判定は審判員が行い、競技会審査委員会が裁定して通告され、訓戒、罰金、タイムの加算、ドライブスルーペナルティ、ペナルティストップ、周回数の減算または出場停止、失格処分まで遡及して施行される。

レース中の違反（反則スタートを含む）により罰則がレース中に処理される場合、罰則の種類を示す表示、及び当該車両番号を記入した表示板（告知）がコントロールラインで表示される。また、同時にモニターに表示され、合わせてピット放送が行われる。

◆ドライブスルーペナルティならびにペナルティストップ手順

- 1) ドライブスルーペナルティの場合

ピットレーンに進入した後、当該ピットに停車せずピットレーン出口からレースに復

帰しなければならない。

2) ペナルティストップの場合

ピットレーンに進入した後、当該ピットに停車せず、定められたペナルティストップ・エリアに少なくともタイムペナルティとして科せられた時間停止しなければならない。履行後はピットレーン出口からレースに復帰しなければならない。

尚、ペナルティストップ・エリアではエンジンを停止する義務はないが、エンジンが停止してエンジン始動用外部エネルギー源あるいは補助的装置が必要な場合、罰則時間が経過した後に使用が許される。

2. ドライバーまたは車両に対する罰則の裁定は、競技会審査委員会においてなされ、競技長が次の方法で当該エントラントに通告する。

(1) ピットにて文書により、担当のピットマーシャルから当該エントラントに通告される。

(2) 走行中のドライバーに対しては、信号合図によって通告される。この実施は、下記の何れかの方法で競技長の指示によって、当該車両がコントロールラインを通過する時に表示される。

- ① 競技番号とDマークボードの提示
- ② 競技番号とペナルティボードの提示
- ③ 競技番号と黒旗の提示

(3) 上記の場合、エントラントまたはその代理人からもそのドライバーに対してピットインの合図を送るようにするものとする。

(4) それでもドライバーが履行しない場合は、さらに罰則が課せられることがある。

第64条 本規則の施行

本規則は1月1日より施行する。

株式会社 菅生

菅生スポーツクラブ（SSC）

付 則 決勝レース中のセーフティカー運用規定
(F I A国際モータースポーツ競技規則付則H項に基づく手順)

1. セーフティカーは、車体の両サイドおよびリアに「SAFETY CAR」と表記されルーフに3つのオレンジ回転灯を、車体後部に2つのグリーンライトを備えた車両を使用する。
2. セーフティカー導入決定と同時にシグナルタワーを含む全てのマーシャルポストにおいて、振動表示のイエローフラッグならびに「SC」と書かれたボードが表示され、セーフティカーが活動中は継続提示される。
3. セーフティカーはオレンジ灯を点灯させて、ピットレーン出口よりコースインする。コースインは先頭車両の位置に関係なく、即時行われる。
4. 全ての車両は、セーフティカーの後方に車両5台分の距離で隊列を作って、整列しなければならない。
5. セーフティカーの隊列は、以下の例外を除いて、セーフティカーがピットに戻った後車両がスタートラインに到達するまで追い越しは禁止される。
 - ー セーフティカーから合図された場合
 - ー セーフティカーがピットレーンを使用している間、指定されたガレージエリアに車両が停車している場合。
 - ー 明らかに問題を抱えて車両がスローダウンしている場合。
6. セーフティカーが活動中、必要以上の減速走行、異常走行、またはいつ何時、他のドライバーへ危険が及ぶかもしれない走行をしてはならない。
7. 競技長から指示があった場合、セーフティカーはセーフティカーと先頭車両の間にいる車両に対してグリーンライトを使いセーフティカーの前に出よう合図する。これらの車両は減速したまま他の車両を追い越したりせず走行を続け、セーフティカー後方の隊列につく。
8. セーフティカーは、少なくとも先頭車両がその後方につき、残りの全車両がさらにその後方に整列するまで活動を続けるセーフティカーの後方についたら、レース先頭車両は車両5台分以内の車間距離で続く。(再スタートの状況下は除く) 残りの車両はできる限り詰めて隊列を保たなければならない。
9. 一度セーフティカーの後方についた先頭車両がピットインした場合、セーフティカーの直後を走行している車両を先頭車両と見做し、セーフティカーはピットインした先頭車両を再度後方につけることはない。
10. セーフティカーが活動中、競技車両はピットレーンに進入できる。ピットインした車両とセーフティカー導入時にピットにて作業中の車両は、ピットレーン出口にてグリーンライトが点灯している時のみコースインすることができる。(最終コーナーにセーフティカーが確認され、その隊列の最後尾がピットレーン出口を通過するまではレッドライトが点灯され、コースインはできない。)
11. セーフティカーの呼び戻しが決定されると、セーフティカーはオレンジ灯を消灯し、その周回が終了する時点でピットロードに入る。
12. この時点で、セーフティカー後方に位置する先頭車両が走行ペースを決定することができ、必要であればセーフティカーとの車間距離を車両5台分以上としても構わない。セーフティカーがピットに戻るまでの間、事故の可能性を回避するために、車上のライトが消灯された地点から、各ドライバーは、加速、減速、または他のドライバーを危険にさらしたり再スタートを妨げたりする戦術的操作といった異常な行いを行なってはならない。全ての競技車両は追い越すことなく隊列を維持し一定の速度で走行しなければならない。
13. セーフティカーがピット入口に進入すると同時に、マーシャルポストのイエローフラッグと「SC」ボードが撤去され、それらに代わりグリーンフラッグが振動表示され、スタートライン上でグリーンライトが点灯する。これらは、最終の車両がスタートラインを通過するまで表示される。ただし、スタートラインを越えるまでは、追い越し厳禁となる。
14. セーフティカーが活動中の各周回は、レース周回として数えられる。
15. セーフティカーが活動中に決勝レースが終了した場合、セーフティカーは最終周回終了時にピットレーンに入り、競技車両は追い越しすることなくトラック上を走行し そのままの状態でチェッカーフラッグを受ける。

参加車両規定

第1章 東日本F4レースの車両規定

第1条 参加車両

JAF 発行 2017 年 JAF 国内競技車両規則 第1編 レース車両規定 第11章 フォーミュラ4 (F4) 規定及び、第4編 付則 F4 車両規定 の競技会用実施細則に合致したF4協会の認定車両を使用する事。

第2条 タイヤに関する規定

2017年 JAF国内競技車両規則 第4編 付則 F4車両規定 の競技会実施細則 1. タイヤに準拠する。

- 1) 住友ゴム工業株式会社が指定したタイヤを使用すること。
- 2) ハンドカットによるタイヤ加工を禁止する。
- 3) 公式予選、決勝レースを通じて競技会に使用するドライタイヤは1セットのみとする。

なお、競技中のタイヤ交換は外的要因（パンク等）により、競技長の許可を得た場合以外は認められない。

第2章 菅生スーパーFJ (S-F J) レースの車両規定

第3条 参加車両

2017 年 JAF 国内競技車両規則 第1編 レース車両規定 第10章 スーパーFJ (S-F J) 規定及び、第4編 付則 S-F J車両規定 の競技会用実施細則による。

第4条 タイヤに関する規定

2017年 JAF国内競技車両規則 第4編 付則、S-F J車両規定 の競技会実施細則 3. タイヤ に準拠する。

- 1) 横浜ゴム株式会社が指定したタイヤを使用すること。
- 2) ハンドカットによるタイヤ加工を禁止する。
- 3) 公式予選、決勝レースを通じて競技会に使用するドライタイヤは1セットのみとする。

なお、競技中のタイヤ交換は外的要因（パンク等）により、競技長の許可を得た場合以外は認められない。

第3章 もてぎ・菅生ツーリングカーレース (F i t) の車両規定

第5条 参加車両

2017 年 JAF 国内競技車両規則 第1編 レース車両規定 第5章 量産ツーリングカー (N1) 規定に準拠し、通常に国内モデルとして生産、販売された FIT GK5、FIT GE8、FIT GD3 とする。

第6条 改造範囲

2017 年 JAF 国内競技車両規則 第1編 レース車両規定 第3章 一般規定、第4章 安全規定、第5章 量産ツーリングカー (N1) に許される改造 に従ったものとし、さらに次の項目に従ったものでなければならない。

- 1) 最低重量
GD3 : 910kg
GE8 : 990kg

GK5： 1,010kg

(燃料およびレース用装備品を全て着用した状態のドライバーを含めた、競技の行われている全ての期間中の重量を言う)

2) タイヤ・ホイール

①公道の走行が許可される一般市販ラジアルタイヤとする。

使用が許されるタイヤは、タイヤ製造者が1993年1月1日以降発売した日本国内向け市販タイヤ製品カタログまたはタイヤ製造者のホームページに記載表示され、通常に販売されているラジアルタイヤとする。

②使用できるタイヤサイズは最大幅195、最大ホイールインチ数は15インチまでとする。

③公式予選から決勝を通じて使用できるタイヤは4本までとする。

使用するタイヤ4本は、公式車両検査時にオフィシャル(技術委員)によってタイヤマーキングが実施される。

④マーキングされたタイヤをやむを得ない事由で他のタイヤと交換する場合次の通りとする。

ー1. 公式予選中のタイヤ交換は認められない。

ー2. 公式予選終了後にマーキングされたタイヤを交換する場合は、公式予選終了後30分以内に文書により大会競技長へ申請するものとする。この場合、公式予選にて達成された決勝レース・スターティンググリッドを失うものとし、最後尾スタートとされる。(ただし当初のグリッドより3グリッド以内に最後尾グリッドがある場合はピットスタートとする)

タイヤ交換者が複数の場合、当初のグリッド順に従い、最後尾からグリッドが形成される。

ー3. 決勝レーススタート後のタイヤ交換は自由とする。

ただし、タイヤ交換の作業は決勝レースがスタートされるまでは一切行ってはならない。

何らかの事由で、ピットスタートとなる場合も同様とする。

⑤タイヤの裏組み(左右を逆に組みなおす)は禁止される。

⑥タイヤへの加工は一切禁止される。

3) ヘッドガスケット

GK5については、ヘッドガスケットの変更は許されない。

4) 補強

GK5については、車体の補強は一切禁止される。

5) フロントハブおよびベアリング

GK5は標準部品または以下の部品の使用が認められる。

ハブ ASSY., フロント 44600-SLN-A00

ディスク, フロントブレーキ 45251-SCC-901

第7条 ロールケージ

GE8 および GK5 は、主催者が定める下記の指定品を使用する。

GD3 は、2017年 JAF 国内競技車両規則 第1編レース車両規定 第4章 第6条(ロールケージ)に従う。

GE8 M-TEC 製(70020-XN7-K0N0)

GK5 M-TEC 製(70020-XN6-K0N0)

なお、GK5 指定品ロールケージ(70020-XN6-K0N0)のボディシエル/シャシーへの取り付けについて、ロールケージ本体はボルト/ナット締結により脱着可能な状態を保つ事とし、溶接等により追加結合することは禁止される。

第8条 エレクトロニクスコントロールユニット(ECU)

GK5 は主催者が指定部品として、大会期間中に貸し出す ECU に限り使用が許される。

第9条 排気系統

GK5 は主催者が定める指定品を使用する。

指定品 M-TEC 製 (18000-XN6-K0N0)

GE8 および GD3 は、2017 年 JAF 国内競技車両規則 第 1 編 レース車両規定 第 5 章 量産ツーリングカー (N1) に従う。なお、排気音量は 本車両規則書 第 7 章 第 15 条 排気音量規定に従い、90dB(A) 以下とする。

ロールケージ、排気システムについての販売等お問い合わせ先
株式会社M-TEC 企画業務課 TEL 048-462-3111

第 4 章 JMRC 東北ロードスターカップの参加車両および車両規定

本規定は、2017年 JAF国内競技車両規則 第3編 スピード車両規定 第5章 スピードSA 車両規定（一部改造制限追加）に準拠したマツダロードスターワンメイクレース車両規定である。自動車登録番号標を有し、かつ車検有効期間を残していなければならない。

【参加車両】 NA6CE、NB6C、NA8C、NB8C、NCEC チャレンジ、NCEC オープン

第10条 NA6CE、NB6C、NA8C、NB8C クラスの車両規定

1. 安全規定

- 1) 安全ベルト：下記事項に従い、5点式以上のシートベルトを装着しなければならない。
 - ① 既説の3点式安全ベルトを変更することなく、5点式安全ベルト等に取り付けられているフックを用い、容易に安全ベルト取付け装置に着脱できる構造の5点式安全ベルト等を追加装備すること。
 - ② 5点式安全ベルト等は競技走行中のみ装着することが許される。従って、それ以外の通常走行時は既設の安全ベルト（3点式）を装着すること。
- 2) 座席：変更する場合は下記の規定を満たすこと。変更の有無に拘らず乗車定員分の座席を有すること。
 - ① 座席の幅×奥行きは400mm× 400mm以上確保すること。
 - ② 座席及び当該座席の取付け装置は衝突時等に乗員から受ける衝撃力、慣性力等の荷重に耐えるものでなければならない。
 - ③ 追突等の衝撃を受けた場合に乗員の頭部が過度に後傾するのを抑止することができる装置（ヘッドレスト）を備えるか又は座席自体が同等の効果を有する構造でなければならない。
- 3) ロールバー：スピード車両規定安全規定に準拠した6点式ロールバーを装着しなければならない。
 - ① 乗員の頭部等を保護するため頭部等に接触する恐れのあるロールバーの部位は、緩衝材で覆われていること。
 - ② ロールケージの車体への取付け及び連結部は、ボルトオンでなければならない。
 - ③ 斜行ストラット及びドアバーの装着を強く推奨する。
- 4) 牽引フック：前後に牽引用の穴あきブラケットを装着しなければならない。（2017年 JAF国内競技車両規則 第3編 スピード車両規定 第5章 スピードSA 車両規定 第1条 1.6）に基づく）
 - ① 材質はスチール製でなければならない。
 - ② 最小内径：50mm（車両に装着した状態で直径50mmおよび長さ50mmの丸棒が通ること）
 - ③ 内径の角部はR を付け滑らかにすること
 - ④ 板製の場合最小断面積（取付部分含む）：100mm²
 - ⑤ 丸棒の場合最小直径：10mm
 - ⑥ 黄色、オレンジ又は赤に塗装すること。

なお、可倒式、および上記②を満たすケーブルフープ式も許される。
- 5) エアバック：競技中は機能を停止しなければならない。
- 6) 消火器：1.5kg以上の手動消火器の取付を強く推奨する。
- 7) ボンネットファスナー使用不可。

2. 最低車両重量

NA6CE	:	930kg
NB6C	:	974kg
NA8C	:	980kg
NB8C	:	前期車両（車体番号：～ 200,000） 1,020kg
		後期車両（車体番号：200,001 ～） 1,050kg

バラストによる重量調整は許されない。

NB6C の最低車両重量は性能均衡化を目的に変更される場合がある。

3. 改造規定

下記の規定に記載されていない事項については、たとえSA 規定・保安基準で改造が認められていても一切の変更及び改造は許されない。同一型式に設定されているパーツへの変更が許される。但し、オートマチックトランスミッションとマニュアルトランスミッション及びNB8C の前期車両と後期車両は同一型式として認められない。ターボ仕様車の参加は

1) エンジン

- 1.1) ECU: オーガナイザーが任意のチームに対して、別のECUに交換を指示する場合がある。
同一車両型式の純正部品を使用する事が出来る。取り付けに伴う最小限の加工はワイヤーハーネス、コネクタのみに許される。
- 1.2) フライホイール (SA 規定準拠) : 元のフライホイールを修正加工したり、また他のものに変更できる。
- 1.3) オイルポンプの変更は許されない。
- 1.4) バッテリー (SA 規定準拠) : 変更することができる。ただし、搭載位置の変更は許されない。アース配線の追加変更は自由。
- 1.5) オルタネーター、セルモーターの変更は許されない。
- 1.6) 点火系統 (SA 規定準拠) : ハイテンションコード及び点火プラグを変更することができる。
- 1.7) エアクリナー (SA 規定準拠) : 当初の機構を保持することを条件にエアクリナーケース、エレメント、配管の変更が許される。取り外す事は許されない。クリーナーボックスを改造もしくは変更する場合、外部エア導入ダクトの開口部は1箇所のみとし、その面積は150cm²以下で無ければならない。クリーナーケースは独自で成形され、ボディの一部をケースに流用することは許されない。
- 1.8) マフラー及び排気管: マフラー及び排気管（原動機の排気ポート以降の触媒構成部品を除く）を変更することができる。
 - ① 気管は左向き又は右向きに開口していないこと。マフラー出口の数を変更してはならない。
 - ② 当該自動車に当初から備えられている触媒コンバータ、排気ガス再循環装置、O₂ センサー、二次空気導入装置等（各装置の配管・配線を含む）は取外したり、改造してはならない。
- 1.9) ピストン: 当該自動車製造者が当該エンジンの補修用として設定している補修用オーバーサイズピストンは、1サイズアップの0.25のみ使用が認められるが、2016年 JAF国内競技車両規則 第1編 レース車両規定 第3章 第1条 1.9) の気筒容積別クラスを超えないこと。
- 1.10) 冷却系統
 - 1.10.1) ラジエター: ラジエター及び導風板・ダクトを変更することができる。ただし、配管を含み車体から突出しのないこと。取付け位置は当初設置されていた位置から変更することは許されない。
 - 1.10.2) ラジエターファン (SA 規定準拠) : スイッチ、配線を含み変更及び装着することができる。
ただし、配管を含み車体から突出しのないこと。
 - 1.10.3) 配管 (SA 規定準拠) : 取付け具、リザーバータンク、パイプ及びホース等を含み変

更することができる。但し、配管を含み車体から突出しないこと。

1. 10. 4) エンジンオイルクーラー (SA 規定準拠) : 変更及び装着することができる。

1. 10. 5) サーモスタット (SA 規定準拠) : 変更及び取外しが許される。

2) 駆動系統

2. 1) クラッチ (SA 規定準拠) : ディスク、カバー、スプリング、カラー、メインドライブシャフトフロントカバー、クラッチレリーズシリンダー、ベアリング及びフレキシブルパイプを変更することができる。ただし、機械式クラッチを電磁クラッチに、電磁クラッチを機械式クラッチに変更しないこと。

2. 2) デファレンシャル (SA 規定準拠) : ボルトオンで取り付けられるリミテッドスリップデフ及び、アウトプットシャフトの変更が許される。

2. 3) シフトノブ (SA 規定準拠) : 変更することができる。

3) シャシー

3. 1) 全高 : 当該自動車製造者発行カタログ等の主要諸元一覧表の高さから± 4cmの範囲を超えないこと。

3. 2) 最低地上高 : 3. 3. 1) の全高の範囲に拘らず9cmとする。

3. 3) 全長及び全幅 : 変更しないこと。

3. 4) ラバースマウント及びブッシュ : ダンパースマウンティングブロックを除き材質変更は許されない。ゴム硬度の変更は許される。

3. 5) サスペンション (SA 規定準拠)

3. 5. 1) ショックアブソーバー (SA 規定準拠) : 材質を含み自由。ただし、カーボン材は使用出来ない。作動原理及び車体への取り付け位置は変更しないこと。

① 状、減衰力を変更することができる。

② 車高調整機構 (ネジ式、C リング等) を伴うものに変更 (使用) すること、並びにスプリングの受皿を変更することができる。調整ダイヤルによる減衰力の変更が許される。(遠隔操作を除く)

③ ブッシュは材質及び形状の変更をすることができる。

3. 5. 2) スプリング (SA 規定準拠) : 変更することができる。ただし下記に従うこと。

① 数は変更しないこと。(ヘルパースプリング使用が許される)

② ばねに損傷があり、左右のばねのたわみに著しい不同がないこと。

③ 溶接、肉盛り又は加熱加工を行わないこと。

④ ばねの端部がブラケットから離脱しない(遊びがない) こと。

⑤ 切断等によりばねの一部又は全部を除去しないこと。

⑥ ばねの機能を損なうおそれのある締付具を有さないこと。

⑦ ばねの取り付け方法はその機能を損なうおそれのないこと。

3. 5. 3) スタビライザー : 変更(ブッシュ・ブラケットを含む) 及び装着することができるが、取り外すことは許されない。コントロールリンクの変更は許されない。取り付けはボルトオンによるものとし、車室内から調整可能であってはならない。

4) 制動装置 (SA 規定準拠)

パッドの材質、マスターシリンダー、ホイールシリンダー、倍力装置、ブレーキカム、ブレーキドラム、ディスクブレーキのキャリパー、ローター、配管(パイプ、ホース等)、取り付け具等の補強装置を変更することができる。また、マスターシリンダーストッパーを追加することができる。ただし、駐車ブレーキを含み、ドラムブレーキをディスクブレーキに、又はディスクブレーキをドラムブレーキに変更、及び作動機構、操作装置(ペダル、レバー等)の変更は行わないこと。

競技中はエアバックの作用を止めなければならない。

バックプレートは変更及び取り外すことができる。

4. 1) ペダルカバー及びヒールプレート (SA 規定準拠) : 装着することができる。

5) タイヤ及びホイール (SA 規定準拠)

- ① タイヤは、185/60-14、195/50-15、205/45-16 の3種類とする。一度に装着する4本のタイヤは全て同銘柄(左右非対称パターンを含む同一トレッドパターン)を使用すること。
- ② ホイールは、JATMA YEAR BOOK(日本タイヤ協会規格)に記載された、使用タイヤサイズに適合したものとする。
- ③ タイヤは公道走行の許される一般市販タイヤとし、競技専用タイヤは使用しないこと。次のタイヤは使用が許されない。新発売タイヤは、その都度使用の可否が決定される。
 横浜ゴム : ADVAN A038/A048/A049/A050
 ダンロップファルケン : FALKEN RX-VII/RS-V04
 FORMULA/FOMULA-R
 RSV98SPEC/D01J/D93J、DIREZZA 02G/03G
 ブリヂストン : POTENZA RE520S/RE540S/RE55S/RE11S
 東洋ゴム : TRAMPIO FM9R、PROXES R888
 クムホタイヤ : ECSTA V710
 ※ 上記以外のメーカーのタイヤにおいても技術委員長の判断で禁止することがある。
- ④ タイヤ及びホイールは、いかなる場合も他の部分と接触しないこと。
- ⑤ タイヤ及びホイールは、ハブセンター位置でフェンダーからはみ出さないこと。
- ⑥ タイヤの溝は常に1.6mm以上あること。レース終了後、いかなる場所のスリップサインが出ていないこと。
- ⑦ タイヤは加工しないこと。
- ⑧ ホイールはスチール製、又はJWL および/又はVIA マークのある軽合金製(アルミ合金製、マグネシウム合金製を含む)とする。ホイールスペーサーの使用は許されない。ホイールナットの材質及び形状の変更は許される。

6) 車体外部

各条項で認められているものを除き、当初の車体の外観形状の変更は許されない。ただし、エアロパーツ等の車体の外部部品取付けのための最小限の加工は許される。車体まわりに追加・変更等する蓋然性が高く安全の確保及び公害の防止上支障がない2017年JAF国内競技車両規則第4編付則に定める「アクセサリ等の自動車部品」の取付け、取り外し、変更は許される。

- 6.1) 自動車登録番号標(ナンバープレート) : 前部の自動車登録番号標を移設することができる。
 ただし、折り曲げたりしてはならず、車両前面外部の見やすい位置に、前方に向け確実に取り付けること。
- 6.2) 空力装置 : フロント・リアスポイラー、サイドスカート(サイドステップ)・リアスカート、及び第4編付則「アクセサリ等の自動車部品」に示された空気流を調整するための部品を新たに装着、交換することができる。ただし、いずれの場合も下記事項に留意すること。
 - ① 最低地上高
 - ② 外縁は半径5mm以上のR形状を有していること。ただし、車体下面等の不可視部は含まれない。
 - ③ 振動、衝撃等により緩みを生じないこと。(装置は適正な強度を有し、衝撃吸収機能を損なってはならない)
 - ④ 2017年JAF国内競技車両規則に定める第4編付則「エア・スポイラの構造基準」を満足すること。
 - ⑤ 車体下面に装着するエアロパーツはフロントクロスメンバーより前方のみとする。
 - ⑥ リアバンパーを変更する場合、車体下面への折返し部は30mm以内とする。
 - ⑦ カナード等の突起物の装着は一切許されない。ただし、一体型のエアロパーツは含まれない。
 - ⑧ リアウィングは取付けステー、翼端版を含み外縁は半径5mm以上のR形状を有している

こと。

ウィングの最大幅は当該型式車両の最大幅より330mm以上短く、かつ車体の中心に取付けること。

⑨ 内部構造が剥き出しにならないこと。

- 6.3) ボンネット：加工することは許されない。ただし、フードスクープ、内側のヒートインシュレータ（遮熱板）及び、インナーパッドの加工、装着、取り外しが許される。
- 6.4.1) フードスクープ：取付けることが許される。ただし、先端が尖っていたり、鋭い部分がないこと。
取り付けは、ボンネットにエンジンの吸気を目的とした1箇所のみとし、ボンネットからの突出量は、取付けのための最小限のみ許される。
- 6.5) バンパー：3.6.2) 空力装置に従い、装着、交換が許される。ただし、当初のバンパーを使用する場合は下記事項の為の最小限の加工を除き、一切の変更及び、改造は許されない。
- ① 既存開口部への空気導入目的。
 - ② 牽引フック装着。
 - ③ 排気管出口。
 - ④ エアロパーツ等の車体の外部部品取り付け。
- 6.6) ミラー（SA 規定準拠）：変更することができる。ただし、下記事項に留意すること。
- ・ 自動車の最外側から250mm 以上、高さから300mm以上突出していないこと。
 - ・ 最外側より突出している部分は、衝撃を緩和できる構造であること（可倒式は適合）。
 - ・ 保安基準に準拠した後方視界を有し、ミラー最小面積100cm²以上を有すること。

7) 車体内部

- 7.1) 車室内の内装（SA 規定準拠）：運転席に乗車し車室内の見える範囲のすべての部品は削除することができない。ただし、下記に記載されたものを除く。
- ① フロアマット類及びアンダーコート
 - ② ネジ等のカバー類
- 7.2) 計測器（SA 規定準拠）：変更及び追加することができる。
- 7.3) ステアリングホイール（SA 規定準拠）：外径（最大径）350mm 以上のもので、下記の条件を満たしたものと交換することができる。
- ① スポーク部とボス部は堅固な取付けで、衝撃を受けた場合容易に脱落する恐れのないこと。
 - ② 計器盤の視認性を阻害しない形状をしていること。
 - ③ 光の反射による運転の妨げとなるような部分がないこと。
 - ④ ステアリングホイールの変更により、かじ取り装置の衝撃吸収装置に影響を与えないこと。
 - ⑤ ドライバーの救出を容易にするため、ステアリングホイールにクイックリリース及び、チルトアップ機能を持たずことが許される。
その場合、ボスとステアリングホイールの間にクイックリリース及び、チルトアップ装置の取付けが認められる。ただし、取付けの認められる装置は安全性の見地からASEA基準認定品または登録品であるか、それと同等以上の強度が実証された試験結果を主催者に提出し、許可されたものに限られる。

8) 車体補強（SA 規定準拠）

車体（排気系を含み）、並びにサイドシル・各メンバー等の空洞部を補強することができる。ただし、使用される材料が当初の形状に沿い、またそれと接触しており、補強によって標準部品の取付けに影響があつてはならない。純正のシャシー補強部材は同一型式に設定されている仕様に変更すること及び、取り外しが許される。走行性能に影響がないことを条件に、パーツの補強改造が許される。

8.1) タワーバー（SA 規定準拠）

- 8.1.1) アッパータワーバー：ショックアブソーバー取付け部へボルトオンでの取付け・変更が許される。

9) その他

- 9.1) ウィンドウォッシャータンク：ウィンドウォッシャータンクおよびクーリングタンク等のタンクは、エンジンルーム内であれば移設することができる。またこれらのタンクは専ら当該目的のためにのみ使用するものとし、他の機能を目的としての使用、相互使用およびタンク（数を含み）は変更してはならない。
- 9.2) パワーステアリング用配管：パワーステアリング用配管は、SA 車両規定に準じ変更することができる。
- 9.3) 車両型式識別表示：NA6CE・NB6C・NA8C・NB8Cの各クラスの競技車両には、車両型式識別文字を車両後方に表示しなければならない。
 - ① 車両型式識別文字は、NA6・NB6・NA8・NB8 の各3文字とする。
 - ② 文字の書体は、角ゴシック体に準じたものとする。
 - ③ 文字は白地に黒文字とし、3文字の長さを15cm以上とする。

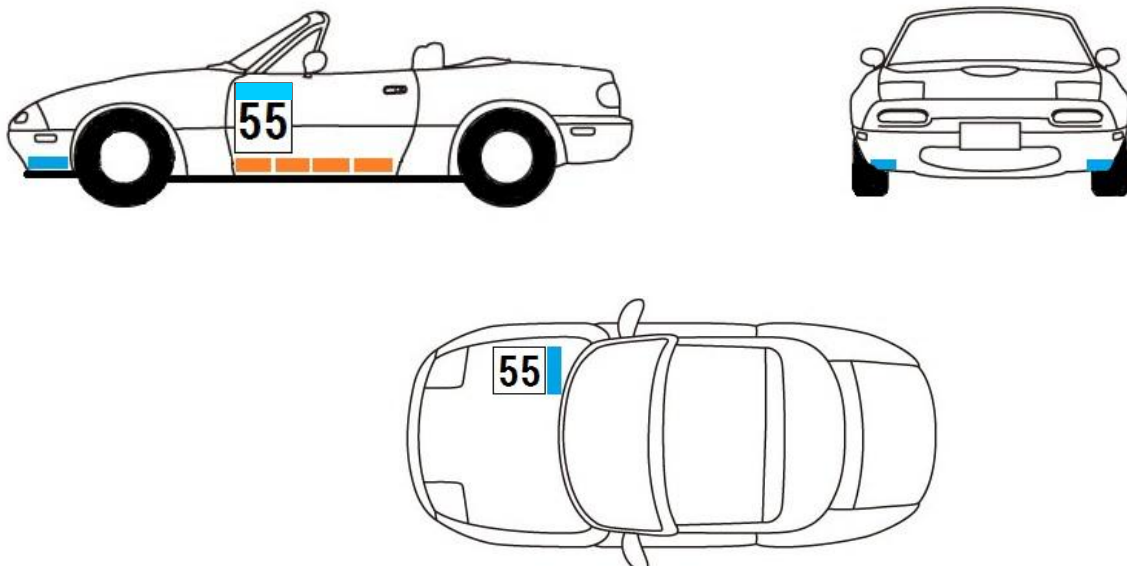
第11条 NCEC チャレンジ、NCEC オープン クラスの車両規定

DOモータースポーツアソシエーション(DMA)発行の「ロードスターNRA・N1レース/デミオレース シリーズ統一規則」に準ずる。但し、タイヤにおいては、本参加車両規定 第4章 第10条 5) に準ずるものとし、タイヤサイズは、205/50R16、205/45R17、215/45R17 の3種類とする。

また、NCECチャレンジ・NCECオープンの各クラスの競技車両には、車両型式識別文字を車両後方に表示しなければならない。

- ① 車両型式識別文字は、RC(7-ルシ-)・R0(7-ルオ-) の各 2文字とする。
- ② 文字の書体は、角ゴシック体に準じたものとする。
- ③ 文字は白地に黒文字とし、文字の高さを 8cm 以上とする。

JMRC 東北 Moty' s 杯 ロードスターカップ



サイドのオレンジ部分の場所に（左側面向かって前から）

佐藤裕也眼科医院

ゼッケンベースは指定のものを配布（Moty' s ロゴ入り）を使用し、ボディサイドへは、配布の大会スポンサーロゴを貼付すること。

（ゼッケンベースは基本的にシーズン一回の配布になり、2枚目以降は有料対応となります。）

第5章 PCJ-CUPクラスの参加車両および車両規定

第12条 参加車両

2017年JAF国内競技車両規則N2車両規定に準ずるものとする。

ただし、原則として、ポルシェ社のワンメイクである事から、ポルシェ社の製作した車両か、それに準じ改良された車両であること。

- ① 鉄製のロールケージで、サイドバーの入ったもの。
- ② 5点式以上のハーネスベルト+ハンス着用。
- ③ 車両の内外部に、キルスイッチ。
- ④ 前後、牽引フック。
- ⑤ メーカー純正以外の強度に係わるボディパネルの交換は不可。
- ⑥ 消火器の積載。
- ⑦ オーガナイザーが指定した該当車両（別途通知する）

クラス、タイヤ、最低重量は下記の通り規定する。

- ・クラス・・・S-0、S-1、S-2
- ・タイヤ・・・住友ゴム工業製タイヤ
- ・最低重量・・・S-0・1,050Kg / S-1・1,150Kg / S-2・1,250Kg

第6章 ワンメイク車両規定

第13条 車両規定

各シリーズ規則に準拠する。

第7章 競技車両

第14条 参加車両

参加できる各車両は、FIAまたはJAFの公認車両または登録車両とし2016年JAF国内競技車両規則第1編レース車両規定第2、3、4、5、6、10、11章に準拠し、さらに本シリーズ規定に合致した車両。及び、主催者が認め、JAFが承認した車両。

第15条 排気音量規定

1. 各レース競技会に参加する競技車両はJAF国内競技車両規則レース車両の排気音量測定に関する指導要綱に合致していなければならない。排気音量の測定に関してはJAF国内競技車両規則に準拠する。
2. 各レース区分の排気音量規制は3m45°後方の測定値は以下の通りとする。

N1・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 90db (A)

S-FJ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 105db (A)

N2・NE・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 120db (A)

F4・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 105db (A)

その他ワンメイクレース、NEの特殊カテゴリーの音量規制は各シリーズ規則による。

第16条 競技番号（フォーミュラ4 / スーパーFJクラスは、下記規定を除く。）

- ① 参加車両には大会事務局によって定められた競技番号が、参加者の責任において指定の位置、書体、大きさと記入されなければならない。
- ② 数字はアラビア数字、書体は一般的なゴシック体、数字の太さは5cm以上、数字の縦の長さは約35cm

以上とする。リア部番号の縦の長さは14cm以上とする。

- ③ 競技番号は真四角で約40cmの白地に黒色で記入されていなければならない。
- ④ 競技番号は前席ドアの左右両側面とフロントフード上面と屋根の中央、及び後方から確認できるリア部の5箇所に記入されなければならない。
- ⑤ フロントフード上面の競技番号は車体に平行に記入し、両側面及びリア部分の番号は垂直に、屋根は進行方向よりコントロールタワーにむけて垂直に記入しなければならない。
- ⑥ 参加車両の競技番号は、公式車両検査、公式予選、決勝レースを通して保持されなければならない。
- ⑦ 競技番号の判読が困難であると、計時委員長が判断した車両については、競技番号の修正が命じられる。これらに従わなかった場合は、タイム測定を拒否されることがある。
- ⑧ ドライバーの氏名をクォーターウィンドウ左右に、最少幅10cm、白色のローマ字で記載する。

第17条 公式車両検査

1. 公式予選に先立ち公式車両検査を実施する。競技に出場する車両は、出走可能な状態で指示された時間までに、車検区域に集合し、公式車両検査を受けなければならない。規定の時間内に公式車両検査を受けられない場合は不合格とみなされる。
2. エントラント及びドライバーは公式車両検査に必ず立ち会うものとし、補助員としてピットクルー3名以内を同行することができる。
3. エントラント、ドライバーはその競技会に有効なライセンス、必要に応じてテクニカルパスポートその他の証明書類の点検を受けなければならない。
4. ドライバーは、ヘルメット、スーツ、アンダーウェア、バラクラバス、ソックス、シューズ、グローブ、FHR (HANS) システム等の安全装備についての点検を受けなければならない。
頭部と頸部の保護装置 FHR (HANS) システムについては、一般競技規則 第30条 4. (6)に準ずる。
5. ドライバーは、当日の健康状態についてメディカルチェックを受けなければならない。
6. 競技会審査委員会によって特別措置が認められない限り、所定の時刻までに検査を受けない車両、また検査の結果不相当と判断された車両は、公式予選及び決勝レースのいずれにも出走することはできない。
7. エントラントは技術委員長の求めに応じて書類を提出できるよう、車両公認書またはこれに代わる書類を準備していなければならない。
8. 車両検査に車両を提示することは、当該車両がすべての規則に適合していることを申告したものとみなされる。競技中に不相当が発見された場合は当該競技からの除外を含む罰則が課せられる。
9. 技術委員長は検査の結果、不相当と判断した箇所について修正を命ずることができる。
10. 公式車両検査終了後の車両は如何なる改造も許されず、修理、調整については必ず技術委員長の許可を受けた上で行うものとする。
11. 車両に撮影用カメラを搭載する場合はオーガナイザーにカメラ搭載許可申請書に必要事項を記入し、大会事務局に申請しなければならない。営利目的でカメラを搭載する場合は別途オーガナイザーと協議を必要とする。カメラの搭載は堅牢に取り付けられ、車両検査と同時に検査される。
12. 競技会審査委員会及び技術委員長は車両検査の時間外であっても随時参加車両の検査（分解検査を含む）を行う権限を持ち、この検査に応じないエントラントに対しては罰則が適用される。ただし、公式予選、決勝レースへの参加を脅かすものであってはならない。
13. 競技会審査委員会及び競技会技術委員長は、エントラントに対して、車両公認書及び部品やサンプルの提出を求めることができる。
14. 決勝レース終了後、各部門で指定された台数の車両が検査を受けるものとし、競技会審査委員会は更にレースに参加した他の車両を検査させることができる。
15. オーガナイザーは競技会審査委員会の承認を得て車両検査の結果を公表することができる。
16. オーガナイザーが自動車番入力装置を使用する場合は公式車両検査時までに取り付けていなければならない。
17. 公式車両検査を受けない車両及びドライバー、また検査の結果、不相当と判定された車両及びドライバーは公式予選、レースのいずれにも出場できない。

第18条 レース終了後の車両保管及び再車検

1. 保管時間

レース終了後の車両保管は、当該レースを完走した全車両について行われるものとする。

2. 保管車両の引取

エントラントは保管が解除された車両を速やかに引き取らなければならない。

3. 分解検査

入賞及び抗議対象となった車両は、レース終了後に車両の分解その他によって検査を行うことがある。技術委員長が分解検査を行う際はエントラント若しくはその代理人が責任をもって車両の分解及び組立てを行うものとし、関係役員以外の者が検査に立ち会うことはできない。

4. 車両検査に応じない場合は失格とされる。

第19条 燃料、オイル

1. 公式車両検査を受ける参加車両は、必ずエントラントによって燃料を全部抜き取られていなければならない。

2. 不要のガソリンやオイルは、エントラントの責任において、密閉容器に保管されなければならない。

3. ガソリンは、2017年JAF国内競技車両規則 第1編 レース車両規定 第3章 第10条 10.1) に準拠した燃料とし、指定されたスポーツランドSUGOのサーキット内パドックで販売されている、新日本石油製ENEOS無鉛ハイオク燃料とする。尚、ナンバー付レースクラス及びオーガナイザーが特に指定する場合を除く。

4. 燃料に添加剤を混入したり、燃料の性質を変えるような装置を取り付けたりすることは一切厳禁される。ただし、オイルについては自由とする。

第20条 車両の変更

車両変更は特別規則書に定める参加車両規定に合致した同一エントラントの同部門、同クラスの車両に限り許されるが、変更手数料を添えて競技会事務局に届け出て競技会審査委員会の承認を受けなければならない。ただし、公式車両検査終了後の車両変更は必ずあらためて車両検査を受けなければならない。

第21条 車両名およびレースによる広告

1. 参加申込みの際に登録する車両名称は原則として車両製造者（フォーミュラカーはコンストラクター）が定めたものとする。

2. 車両製造者（コンストラクター）が定めた名称以外のものを使用する場合には、登録の際に併記してオーガナイザーの承認を得るものとする。オーガナイザーの承認のない車両名称及び15文字を超えるものは削除され、公式プログラム、レース結果、その他の公式文書に記載されない。

3. 登録後の車両名称の変更については変更手数料を納付しなければならない。エントラントが競技車両につける広告は、社名及び商品広告に限り許される。ただし、公序良俗に反するものであってはならない。

4. オーガナイザーが各参加車両に貼付することを規定した広告あるいはシリーズのスポンサー広告を必ず貼付しなければならない。広告を規定通り貼付しない車両に対しては出走が拒否されるかまたは順位が与えられないものとする。

5. 車両広告はすべて公式車両検査において点検され、不相当と判断されたものは撤去あるいは修正が命じられる。これに応じない車両は競技参加を拒否される。

第8章 本規則の適用

第22条 本規則の施行

本規則は1月1日より施行する。

株式会社 菅生

菅生スポーツクラブ（SSC）